

令和7年度改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行に係る

建築確認等手続きマニュアル

(鹿児島県特定行政庁協議会)

令和7年4月

目次

使用に際しての留意点	P 2
第1章 建築確認申請手続き	
1. 建築確認申請時に明示すべき事項及び添付図書【省エネ関係以外】	P 4
① 建築基準法第6条第1項第三号建築物（平屋かつ延べ面積200㎡以下）	
② 建築基準法第6条第1項第二号建築物（階数2以上又は延べ面積200㎡超）	
2. 建築確認申請時に明示すべき事項及び添付図書【省エネ関係】	P 7
① エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の場合	
② 省エネ適判を省略できる場合（特定建築行為）	
3. 確認審査項目チェックリスト	P 13
第2章 計画変更確認申請手続き等	
1. 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（規則第3条の2）について	P 17
2. 省エネに関する変更	P 19
第3章 施工状況報告	P 21
第4章 完了検査	
1. 完了検査申請書への添付図書	P 22
① 建築基準法施行規則第4条に基づく図書等	
② 省エネ基準適合検査に係る必要書類	
2. 完了検査時に用意しておく図書	P 23
① 確認に要した図書と整合確認するための書類等	
② 工事写真	
③ 省エネ基準適合検査の際、現場に用意しておく図書	
3. 注意事項	P 26
第5章 参考資料	
1. 各様式	P 27
2. 公開資料	P 53
3. 関係条文	P 56

使用に際しての留意点

令和4（2022）年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部を改正する法律」により、建築基準法に規定する確認審査や検査の特例の対象が縮小され、2階建て木造等については適用される全ての規定について審査や検査を行うこととなります。

また、都市計画区域等の区域外において、階数2以上又は延べ面積200㎡超の木造建築物の建築（この規模の既存建築物に増築する場合も含む）する場合でも、建築確認や検査の対象となります。さらに、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合が、原則全ての建築物に義務付けられるようになります。

このため、国では、確認申請等を行う方々が円滑に確認申請手続き等を行うこと、審査者が円滑に確認審査を行うことを目的に、国交省ホームページにおいて「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」、「R7年度省エネ基準適合義務制度対応 省エネ基準適合義務制度の解説」、省エネ基準に関する「設計・監理資料集」等を公表しています。

この建築確認等手続きマニュアルは、国が公表しているこれらの資料を基に、申請手続きの際、明示すべき事項や必要な添付図書などをまとめています。

○ このマニュアルにおける法令等の略称（記載）について

「法」：建築基準法

「令」：建築基準法施行令

「規則」：建築基準法施行規則

「告」：建築基準法告示

「建築物省エネ法」：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

以下の資料は、国土交通省ホームページに掲載されています。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

又は「国交省 資料ライブラリー」で検索してください。

「審査マ」：改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル

「省エネ解説」：省エネ基準適合義務制度の解説

「省マ」：建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル(R7.4月版)

「省エネ手引」：省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き(R7.4月版)

「設・監資料集」：設計・監理資料集

「Q&A」：質疑応答集

【建築士法改正に伴う保存義務の対象となる設計図書の拡大について】

建築士事務所の開設者は、一定の図書を15年間保存する義務を負っています。

旧四号建築物等で保存義務の対象に含まれていなかった以下の設計図書について、保存が義務付けられています。

基礎伏図、各階伏図、小屋伏図、構造詳細図、壁量計算書、N値計算書（接合部の仕様基準に適合する場合を除く）、仕様規定の適用除外のただし書きで必要な構造計算の計算書等

R7.4.1 後も業務として作成した基礎伏図等の設計図書を保存することが必要です。

なお、図書の保存方法は、電子的保存によることも可能です。

第1章 建築確認申請手続き

■ 法第6条第1項の第一～四号が、以下の第一～三号に改正されます

令和6年度末まで		令和7年度以降			
一号	法別表第一の特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	一号	現行のまま	審査省略対象外	審査期間 35日以内
二号	木造で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒高さが9mを超えるもの	二号	前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える建築物 構造に関係なく この規模は二号になります	審査省略対象外	審査期間 35日以内
三号	非木造で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの				
四号	前三号以外の建築物で都市計画区域又は準都市計画区域等内における建築物	三号	前二号以外の建築物で都市計画区域又は準都市計画区域等内における建築物 平屋かつ延べ面積200㎡以下の のみが三号です	審査省略対象	審査期間 7日以内

令和7年度以降は、木造2階建て以上又は200㎡を超える場合は「二号建築物」に該当するため、都市計画区域外であっても建築確認申請手続きが必要です。
また、「二号建築物」は、大規模の修繕・模様替を行う場合も建築確認手続きが必要です。

■ 審査省略は「三号建築物」のみが対象です

計画する建築物が二号建築物に該当する場合、建築基準法令の全ての規定について、審査対象になることから、確認申請の際に、審査を行うために必要な図書の添付が必要になります。具体的には、これまでの確認申請図書に加えて、構造関係の仕様規定、住宅の採光・換気等(設備その他単体規定)、防火避難関係規定の他、省エネ基準への適合性を示す図書を、新たに提出する必要があります。

完了検査においても、省エネ基準に関する部分のほか、従来検査が省略されていた構造関係規定等に関係する部分について検査を行うことになります。

建築確認・検査における審査(検査)項目

	令和6年度まで (四号建築物 ※)	令和7年度以降	
		二号建築物	三号建築物※
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない ただし、仕様規定以外の構造計算を行った場合は審査する	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備その他単体規定	△ 一部審査する シックハウス、昇降機及び浄化槽は審査する	○ 審査する	△ 一部審査する
集団規定(都市計画区域内のみ)	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
省エネ基準 (建築物省エネ法)	— (適用義務の対象外)	○ 審査する	× 審査しない

※ 建築士が設計・工事監理を行った防火地域・準防火地域外の一戸建て住宅の場合。

1. 建築確認申請時に明示すべき事項及び添付図書【省エネ関係以外】

建築確認申請手続きの際の添付書類は、規則第1条の3において、以下のとおり定められています。

建築確認申請書	規則 別記第2号様式（建築物の場合）	規則1条の3 表一
	建築計画概要書	
	各許可書等（写し）	
	各認定書等（写し）	
	委任状	
添付図書（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、地盤面算定表、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図）このほか、関係規定が適用される建築物の場合、それぞれの図書	規則1条の3 同条表二ほか	

① 法第6条第1項第三号建築物（平屋かつ延べ面積 200 ㎡以下）

建築士の設計による場合、添付図書は旧四号建築物と同様となります。

法6条の4
令10条1項

② 法第6条第1項第二号建築物（階数2以上又は延べ面積 200 ㎡超）

(1) 非木造の建築物の場合

添付図書は旧三号建築物と同様となります。

(2) 木造の建築物の場合

仕様規定（壁量計算等）のみで構造安全性を確認できる規模は、延べ面積が「500 ㎡以下」から「300 ㎡以下」に、高さは「13m以下かつ軒高 9m以下」から「高さ 16m以下（軒高問わず）」に改正されます。

また、仕様規定の場合、以下のとおり添付図書の合理化が可能となります。

審査マ P14
法20条1項三号

	ア) 階数2以下, 高さ16m以下 かつ延べ面積 300 ㎡以下 【仕様規定】	イ) 地階を除く階数が3以上, 高さ16m超 又は 延べ面積 300 ㎡超 【構造計算要】
共通	各階平面図／2面以上の立面図／2面以上の断面図	
	添付省略	基礎伏図／各階床伏図／ 小屋伏図
構造関係 (令第2節3節)	仕様表等	基礎伏図／各階床伏図／ 小屋伏図／2面以上の軸組図
	構造詳細図／使用構造材料一覧表／基礎, 地盤説明書／ 施工方法等計画書／その他適合審査に必要な図書	

規則1条の3
表二 令3章第
2, 3節が適用
される建築物

1) ア) の仕様規定の場合、二号建築物になりますが、「仕様表等（基礎や構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む）の寸法、構造方法、材料の種別などを記載）」を添付することで、各伏図や軸組図を省略できます。

なお、仕様表については、「第5章 参考資料 1. 各様式」をご参照ください。

審査マ
P26, P28~P31

2) ア) の「その他適合審査に必要な図書」については、柱の小径、構造耐力上必要な軸組等の適合確認も該当し、仕様表や壁量判定の表などを記載します。

従来、地震力に対する必要壁量は「軽い屋根」「重い屋根」の区分により算定していましたが、改正後は建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、地震力に対する必要壁量を算定します。太陽光発電設備等を設置する場合は、その荷重を

審査マ
P78~P132

審査マ P81

考慮します。また、この算定式による場合、準耐力壁等（耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁）を存在壁量に算入することができます。

準耐力壁等
審査マ P91, 92

柱の小径についても、壁量基準と同様に、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、柱の小径の最小寸法や柱の負担可能な床面積を算定します。

3) 壁量判定や柱の小径の算定については、適合審査の効率化のため、柱の小径や必要壁量の計算過程（日本住宅・木材技術センターHPに公開されている早見表や表計算ツールの出力結果（「第5章 参考資料 2. 公開資料」参照）の添付をお願いします。

審査マ P83, 84
Q&A
2. 建築基準法
3. Q27, 28

早見表と表計算ツールは、以下のURLまたはQRコードから入手できます。
<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>



方法 A 早見表

住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表の中から床面積あたりの必要壁量を選択します。

手順 1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します

- ・ 太陽光発電設備等の有無
- ・ 1・2 階の階高
- ・ 床面積比（1 階の床面積に対する 2 階の床面積の比）

試算No.
6

ver1.0

1. 基本情報

項目	値	入力の見込み等
2階階高	2.9 m以下	2階梁・の上坪～2階床梁上端までの距離
1階階高	3.0 m以下	1階土台中心～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数 C_s	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3（不特な場合は指定/政府に確認）の準拠を必ずご確認ください。
太陽光発電設備等	なし	全面敷設 床面積あたりの荷重 $200(N/m^2)$ を想定
床面積比	60/100以下 80/100未満	2階の床面積/1階の床面積（小規模住宅は含まない）
柱の小径	スズ、塩素樹脂	

2. 階の床面積に異なる級数(単位 cm/m^2)と柱の小径(mm)の早見表

窓の仕様		床面積に異なる級 (単位 cm/m^2)				柱の必要小径 d_c (mm)				
		全第45全第4階				全第43全第1階、6階				
		平屋	2階建て		3階	1階		2階		
窓の仕様	外壁の仕様		1階	2階	d_c/d^*	d_c (mm) 以上	d_c/d^*	d_c (mm) 以上	d_c/d^*	d_c (mm) 以上
瓦葺(ふき土無)	土塗り壁等	23	40	30	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(ふき土有)	モルタル等	22	38	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(ふき土無)	サイディング	20	34	27	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(ふき土有)	金属板張	20	33	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(ふき土無)	下見板張	19	31	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	37	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	35	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	31	23	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	30	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	28	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	土塗り壁等	16	33	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ぶき	モルタル等	16	32	21	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ぶき	サイディング	14	28	19	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	金属板張	13	26	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	下見板張	12	24	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

- 手順 2：計画している住宅の仕様に該当するものを選択します
- ・ 屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板ぶき
 - ・ 外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

手順 3：住宅の階数に応じて床面積あたりの必要壁量を選択します。

- 4) 平面図などへの記載例は「審査マ」P44～57, P67～74 をご参照ください。
- 5) 小屋裏収納がある場合、その床面積が直下階の床面積の 1/8 を超える場合は、
 $(\text{小屋裏収納の内法高さの平均(m)} / 2.1(\text{m})) \times \text{小屋裏収納の床面積(m}^2\text{)}$ により
 算出した面積を各階の床面積に加えます。 審査マ P85
- 6) 必要壁量を算出する際、建築物にオーバーハングや吹抜けがある場合の床面積
 の考え方が、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認
 申請・審査マニュアル」に掲載されていますので、ご参考ください。 審査マ P86
- 7) 耐力壁の種類と壁倍率は昭和 56 建告第 1100 号に示されています。 審査マ
 耐力壁を使用する場合は、耐力壁ごとに指定されている面材や筋かいの種類、
 規格、面材厚さ、くぎの種類、くぎの間隔等を守ることが必須です。 P137～P143
 また、同じ壁に複数の仕様が併用されている耐力壁では、その壁倍率を合算す
 ることができます。ただし、合算した場合の上限は7倍です。 審査マ P89
- 8) 階高が 3.2m を超える場合は、筋交いの倍率を低減する必要があります。 審査マ P90
 低減は、 $(3.5 \times (\text{柱間隔/階高}))$ で算出した値を、筋交いの壁倍率に乘じます。
- 9) 耐力壁とみなせる例、みなせない例が「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建
 て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル」に掲載されていますので、ご
 参考ください。 審査マ P93
- 10) 各階・各方向の必要壁量に対する準耐力壁等の割合が 1/2 以下の場合は、耐力
 壁のみでバランスを確認します。（必要壁量の 1/2 を超えて準耐力壁等を算入す
 る場合は、準耐力壁等を設ける柱の安全性の検証等を行う必要があります。） 審査マ P92
- 11) 耐力壁・準耐力壁等が取り付く柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる
 接合方法（「N値計算法」, 「告示（H12 建告第 1460 号第 2 号イ）の仕様」のいづ
 れか）とします。 審査マ
 なお、N値計算法を採用する際は、準耐力壁等の倍率を 0 として計算することに
 なりますが、壁倍率が 1.5 倍を超える場合は、当該準耐力壁等の倍率でN値計算
 をします。 P100～P107
審査マ P92, 101
- 12) このほか、構造関係規定のその他のチェックとして、「改正建築基準法 2階建
 ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル」に掲載されて
 います。 審査マ
P115～P132
- 13) イ) の場合、上記以外に規則 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)(ii)に基づき、構造計
 算書等の添付が必要となります。

2. 建築確認申請時に明示すべき事項及び添付図書【省エネ関係】

建築物省エネ法の改正により、令和7年4月以降に着工する原則全ての住宅・建築物について、省エネ基準適合が義務付けられます。

省エネ基準適合義務は、増改築（修繕・模様替は含みません）を行う場合にも対象となり、増改築部分を省エネ適合基準に適合させる必要があります。また、増改築後の規模が法第6条第1項第二号に該当する場合、建築確認審査において増改築部分の省エネ基準適合を審査することになります。

省エネ基準への適合確認のためには、三号建築物（建築士が設計するものに限る）を除き、エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を受ける必要があります。ただし、用途が住宅のうち、省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為に該当する場合は省エネ適判を省略し、建築確認審査と併せて省エネ基準への適合を審査（仕様基準等）します。

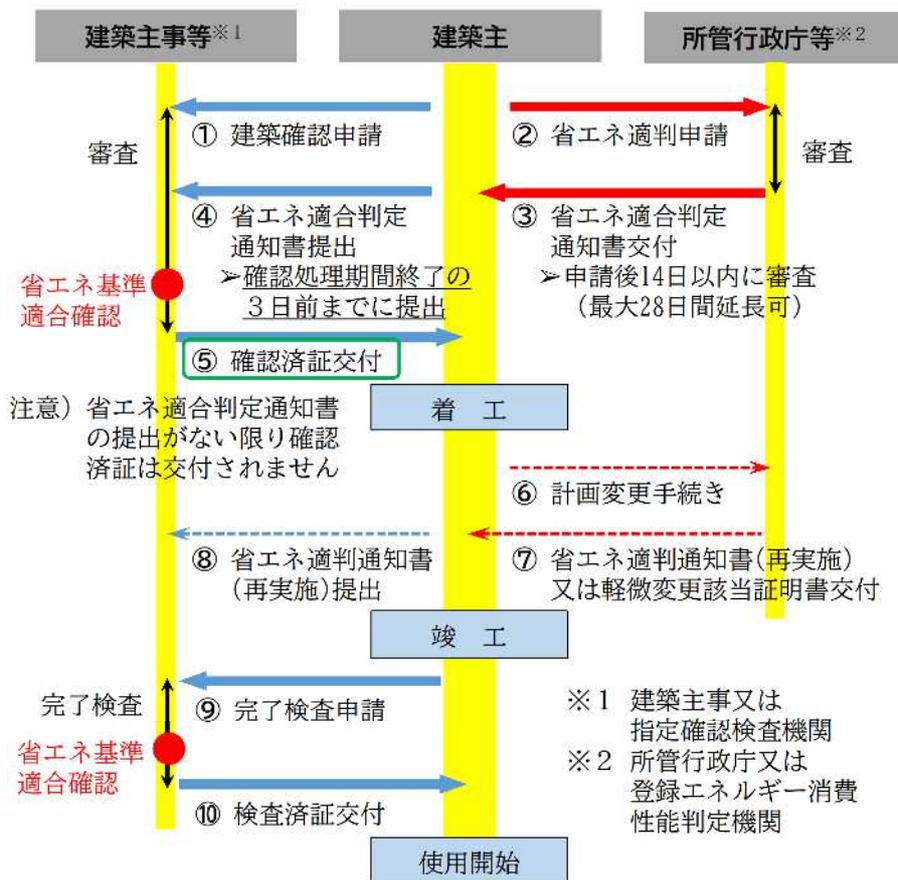
なお、床面積が10㎡以下の新築・増改築、空調設備を要しないものとして政令で定める用途（屋外駐車場、畜舎等）、文化財等、仮設建築物は、省エネ基準適合義務の対象外となります。

以下のとおり、省エネ適判及び仕様基準等による場合の手続きの流れを記載します。

① エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）の場合

- 1) 「所管行政庁(※)」又は「建築物エネルギー消費性能判定機関」において判定を受けることができます。
- 2) 申請代理者は建築士又は行政書士を、設計者は建物の構造・規模に応じた建築士を記載してください。
- 3) 省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- 4) 適合判定通知書(又はその写し)を建築確認申請手続きの機関等へ提出してください。
※建築主事をおく市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

< 手続きの流れ（省エネ適判の場合） >



省エネ解説 P6

省エネ解説 P12

省エネ解説 P6
省マ P10~P12

省エネ解説 P14~P36

省エネ解説 P26

適判申請図書
作成のポイント
省エネ解説 P25~P32

■ 省エネ適判申請に必要な書類

・建築物の構造等に関する図書 **【住宅・非住宅共通】**

図書の種類	明示すべき事項	
計算書（様式）	－	
設計内容説明書	省エネ基準に適合するものであることの説明	
各種 図面	付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位，敷地境界線，敷地内における建築物の位置，申請に係る建築物と他の建築物との別，空気調和設備等・エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	仕様書	部材の種別及び寸法，エネルギー消費性能確保設備の種別
	各階平面図	縮尺及び方位，間取り，各室の名称，用途及び寸法並びに天井の高さ，壁の位置及び種類，開口部の位置及び構造，エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺，外壁及び開口部の位置，エネルギー消費性能確保設備の位置
	断面図又は 矩計図	縮尺，建築物の高さ，外壁及び屋根の構造，軒の高さ並びに軒及び庇の出，小屋裏の構造，各階の天井の高さ及び構造，床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺，外壁，開口部，床その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容 ※ Web プログラムの入力・出力シートで代替可。R7.4月以降の申請は，原則，「適判用」の印字が ³ 付された計算結果の提出が必要。	

省エネ解説
P15, 16

図面記載例は，
省エネ解説
P28～P32
P125～P175
又は
設・監資料集
木造戸建て（標準計算），
設・監資料集（非住宅版）
を参照

・建築物のエネルギー消費性能に関する図書 **【非住宅】**

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	熱源機，ポンプ，空気調和機その他の機器の種別，仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備	給気機，排気機その他これらに類する設備の種別，仕様及び数
照明設備	照明設備の種別，仕様及び数
給湯設備	給湯器の種別，仕様及び数
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別，仕様及び数 節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別，仕様及び数
仕様書	
昇降機	昇降機の種別，数，積載量，定格速度及び速度制御方法
系統図	
空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備	給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先

省エネ解説
P37～P52

R6.11.12 国住参
建第 2615 号

各階平面図	
空気調和設備	縮尺, 空気調和設備の有効範囲, 熱源機, ポンプ, 空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺, 給気機, 排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備	縮尺, 照明設備の位置
給湯設備	縮尺, 給湯設備の位置, 配管に講じた保温のための措置, 節湯器具の位置
昇降機	縮尺, 位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺, 位置
制御図	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法

・建築物のエネルギー消費性能に関する図書

【住宅】

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	空気調和設備の種別, 位置, 仕様, 数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別, 位置, 仕様, 数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別, 位置, 仕様, 数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別, 仕様, 数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別, 位置, 仕様, 数及び制御方法
	節湯器具の種別, 位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別, 位置, 仕様, 数及び制御方法

5) 非住宅の省エネ性能の評価方法は, 入力作業の手間に応じて「標準入力法」「モデル建物法 (通常版)」「モデル建物法 (小規模版)」の3種類があります。非住宅の省エネ性能評価は, どの評価方法でも省エネ適判が必要となります。

なお, 住宅の場合は外皮性能基準 (断熱基準) 及び一次エネルギー消費性能基準の両方を満たすこと, 非住宅の場合は, 一次エネルギー消費性能基準を満たす必要があります。

省エネ計算法に関する計算支援ツールが以下のホームページから入手可能です。

- ・住宅, 非住宅の Web プログラム及び専用の入力シートや各種の技術資料
 - (国研)建築研究所の技術情報ホームページ
- ・住宅の外皮計算に用いる計算シート
 - (一社)住宅性能評価・表示協会ホームページ

6) 非住宅の計算方法が, 省エネ基準適合義務制度の解説 [第二版] P37~P44 まで,

省エネ解説

P37

省マ P58~P72

モデル建物法
設・監理資料集
(非住宅版)

省エネ解説

P36

住宅の計算方法が、同解説 P44～P47 まで、また Web プログラム(住宅版)の入力方法は、同解説 P48～P52 まで掲載されていますので、ご参考ください。

- 7) 省エネ性能適合義務の対象となる既存住宅・建築物の増改築を行う場合、増改築に係る部分の省エネ性能を評価し、省エネ計画を提出する必要があります。
- 8) 省エネ基準に関する相談・質問は、「省エネサポートセンター」で、設計・工事監理に関する相談・質問は「建築物省エネアシストセンター」で受付していますので、ご活用ください。

省マ P76,77

省エネ解説 P58

② 省エネ適判を省略できる場合(省エネ判定を行うことが比較的容易な特定建築行為)

建物用途が「住宅」に限り、省エネ適判を受けることが比較的容易な特定建築行為(次の i～iiiのいずれか)に該当する場合は、省エネ適判を省略できます。

この場合、省エネ基準への適合は建築確認手続きの中で確認します。

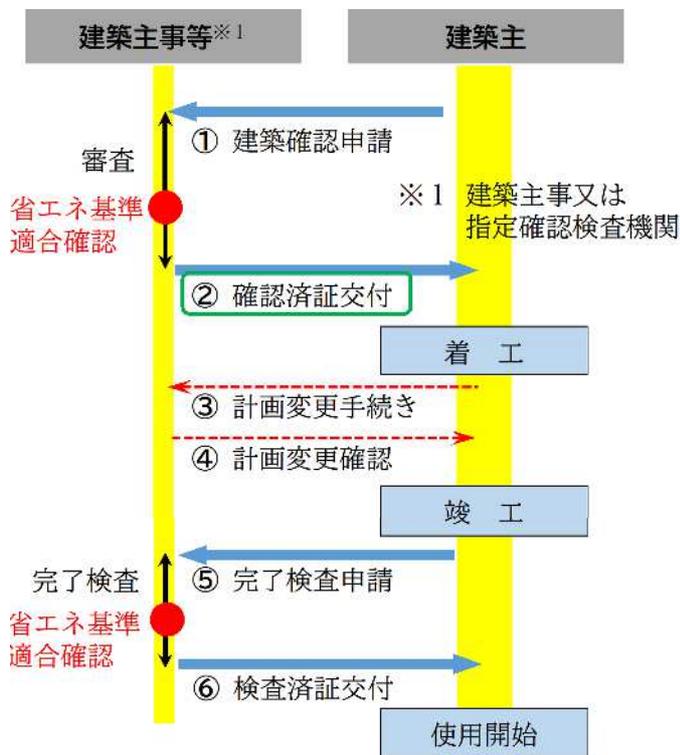
省エネ解説 P21～

- i) 仕様基準等(※)に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
 - ii) 設計住宅性能評価を受けた住宅の新築
 - iii) 長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築
- ※ H28 年国交告示第 266 号(省エネ基準), R4 年国交告示第 1106 号(誘導基準)

なお、特定建築行為であるとして省エネ適判を省略する場合、確認申請書第 2 面 8 欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由(該当する号番号等)の記入が必要です。

省エネ解説 P22

< 手続きの流れ(仕様基準等を活用する場合) >



仕様基準を建築確認申請図書への記載例は、省エネ解説 P97～P124 又は 設・監資料集 木造戸建て(仕様基準)等を参照

- (1) 法第 6 条第 1 項第三号建築物(平屋かつ延べ面積 200 m²以下)のうち、建築士が設計や工事監理をする場合、省エネ基準の規定に関する書類等は不要です。ただし、省エネ基準適合は義務付けられます。
- (2) 法第 6 条第 1 項第二号建築物(階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超)のうち、次の特定建築行為に該当する場合は省エネ適判を省略できます。

また、それぞれの特定建築行為に応じて、添付書類等が異なります。

省エネ解説
P13

i) 仕様基準に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅

1) 以下の図書に明示すべき事項を記載

図書の種類	種別	明示すべき事項
設計内容説明書		省エネ基準に適合するものであることの説明
平面図	外皮	仕様基準の対象部位、建築物の種類（建て方）、部位の構造及び工法、断熱材の施工法、部位の熱貫流率、部位の断熱材の熱抵抗値、開口部の熱貫流率、窓の日射熱取得率、付属部材の有無
	暖房設備	暖房方式、暖房設備の種類及びその効率
	冷房設備	冷房方式、冷房設備の種類及びその効率
	換気設備	換気方式、ダクトの内径
	照明設備	非居室の照明設備の種類
	給湯設備	給湯器の種類
断面図	外皮	仕様基準の対象部位
立面図	外皮	庇・軒等の有無
仕様書	外皮	部位の断熱材の熱抵抗値、開口部の熱貫流率、窓の日射熱取得率、ガラスの日射熱取得率
	暖房設備	暖房方式、暖房設備の種類及びその効率
	冷房設備	冷房方式、冷房設備の種類及びその効率
	換気設備	比消費電力、換気方式、ダクトの内径、電動器の仕様
	照明設備	非居室の照明設備の種類
	給湯設備	給湯器の種類、給湯器の効率等
計算シート	外皮	部位の熱貫流率

2) 省エネ基準適否のチェックリストの添付

- ・省エネ基準適否【6・7地域】チェックリスト（大島郡以外の市町村の場合）
- ・省エネ基準適否【8地域】チェックリスト（大島郡の市町村の場合）

チェックリスト
様式「第5章 参考資料 1. 各様式」を参照

なお、国では省エネ基準適否の仕様表作成ツール（木造戸建住宅_仕様基準）が公開されており、出力した仕様表を添付することも可能です。この場合、上記チェックリストは添付不要です。

省エネ解説
P54

ii) 設計住宅性能評価^(※1)を受けた住宅の新築

- 1) 上記 i) の 1) に記載される図書
- 2) 設計住宅性能評価書又はその写し
断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る。
- 3) 宣言書（様式は「第5章 参考資料 1. 各様式」を参考）
設計住宅性能評価書又はその写しを確認審査末日の3日前までに建築主事へ提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載し、申請者又は設計者が署名した書面。ただし、確認申請と同時に1)を提出する場合は不要。

省エネ解説
P21

省エネ解説
P23
国住参建第 2615
号 R6.11.12
技術的助言
第 2 3.(1)

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価のこと。

iii) 長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認^(※2)を受けた住宅の新築

- 1) 上記 i) の 1) に記載される図書
- 2) 長期優良住宅の認定書もしくは長期使用構造等の確認書又はそれぞれの写し

省エネ解説
P21

3) 宣言書(様式は「第5章 参考資料 1. 各様式」を参考)

長期優良住宅建築等計画の認定及び長期使用構造等の確認又はこれらの写しを確認審査末日の3日前までに建築主事へ提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は省エネ適判を受ける旨を記載し、申請者又は設計者が署名した書面。ただし、確認申請と同時に1)を提出する場合は不要。

※2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律又は住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく認定書又は長期使用構造等の確認書のこと。

(3) 建築物省エネ法では、以下の認定を取得している場合、手続きあるいは基準上の緩和措置(認定を取得した場合、省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる)などが用意されていますので、ご確認ください。

- ・大臣認定を受けた建築物(建築物省エネ法施行規則第8条第一号)
- ・性能向上計画認定を受けた建築物(同規則第二号)
- ・低炭素認定を受けた建築物(同規則第三号)
- ・気候風土適応住宅の適合住宅(基準省令第1条第1項第2号イ)外皮基準のみ緩和

省エネ解説
P23
国住参建第 2615
号 R6.11.12
技術的助言
第 2 3.(1)

省マ P77~80

3. 確認審査項目チェックリスト

チェックリスト（P13～P16）は建築確認申請時に添付図書の漏れ等がないかチェックする際にご活用下さい。
 なお、必ずしも申請時に添付を求めるものではありません。

(1) 建築確認申請手続き

			有	適用無
共通	確認申請書	4部	<input type="checkbox"/>	
	建築計画概要書		<input type="checkbox"/>	
	建築工事届		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	委任状	代理人による申請の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	浄化槽審査書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「確認審査等に関する指針」で定める受付時審査事項	(指針第一二項一号) 正本・副本の整合性確認	申請書の正本1通及び副本1通（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、副本2通）あるか。 →審査建物規模に応じた書類が添付されているかどうか。	<input type="checkbox"/>	
	(指針第一二項二号) 設計者等の業務範囲の確認	設計者及び工事監理者の資格に応じた計画となっていることを確認する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(指針第一二項三号) 設計者の記載の確認	正本に添付された設計図書に、設計者の記名及び押印があるか。	<input type="checkbox"/>	
	(指針第一二項四号) 認定書、認証書の写しの添付の確認	次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物の場合、それぞれイ又はロに掲げる書類が添付されていることを確認する。 イ. 法68条の10第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式に適合する部分をもつとする建築設備、建築設備又は工作物 <u>認定型式の認定書の写し</u> ロ. 法68条の20第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 <u>認証型式部材等に係る認証書の写し</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(指針第一二項五号) 構造計算書の安全証明書の写しの添付の確認	建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめられたものである場合、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の写しの添付があるか。（計算書との割印が必要） 構造計算適合性判定の要否の確認 上記の証明書の写し及び「構造計算概要書」に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施行規則（図面以外）	建築計画概要書		<input type="checkbox"/>	
	建築士免許証の写し	確認申請書に記載された代理人（申請代理人）に関する記載事項について、委任状（代理人による申請の場合）があるか。 確認申請書に記載された設計者及び工事監理者に関する記載事項について、建築士免許証の写し（建築士が設計者又は工事監理者である場合）があるか。 →設計者及び監理者が連名の場合は、個々に建築士免許の写しを添付する。 →工事監理者は未定でも可（「未定」の記載が必要）。ただし、後日定めた場合は「工事監理者・工事施工者（変更）届（細則8号様式）」に建築士の免許証の写しを添付し、提出することになる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施行細則	工場危険物調査書	細則第5条(1)関係 工場又は危険物の貯蔵や処理の用途に供するものの場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	がけの上下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す図書	細則第5条(2)関係 高さ2mを超えるがけに近接して建築物を建築する場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	既存建築物実態調査及び関係図面	細則第5条(3)関係 建築物が法第87条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものの場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法適用のため必要な書類		法第43条許可等の図書、関係法令の図書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 新二号建築物（木造で、階数2以下、かつ延べ面積 300 m²以下の場合）

図書の種類		図面番号	備考	国の審査マニュアル 掲載ページ
付近見取図				—
配置図				P32, 33
各階平面図				P34, 35
床面積求積図				—
2面以上の立面図				P36, 37
2面以上の断面図				P38, 39
地盤面算定表				P40, 41
基礎伏図	構造計算を要さない場合は、「仕様表」に必要な事項を記載することで可			P28～31
各階床伏図				P28～31
小屋伏図				P28～31
2面以上の軸組図				P28～31
使用構造材料一覧表				—
基礎・地盤説明書				—
施工方法等計画書				—
壁量計算・柱の小径				P44～49
早見表				—
表計算ツール				—
四分割法判定				P50～53
柱頭柱脚金物算定				P54～57
給排水衛生・電気設備図				P58, 59
計算書等（採光、換気、排煙等）				P60, 61
使用建築材料表（シックハウス関係）				—
計算書等（シックハウス関係）				—
その他、審査に必要な図書				—
省エネ関係				国の省エネ解説 掲載ページ
設計内容説明書				P15, 16
配置図				P15, 16
仕様書（仕上げ表を含む）				P15, 16
各階平面図				P15, 16
用途別床面積表				P15, 16
立面図				P15, 16
断面図又は矩計図				P15, 16
各部詳細図				P15, 16
機器表				P15, 16
【仕様基準の場合】				
省エネ基準適否チェックリスト				
【住宅性能評価、長期優良住宅認定の場合】				
評価書、通知書又はその写し				P7, P19～23
宣言書				P23, P135
【省エネ適判の場合】				
通知書又はその写し				P17

■ 構造の安全性を確認するチェックリスト（木造で、階数2以下、かつ延べ面積 300 m²以下の場合）

国の審査マニュアル掲載ページ↓

確認項目	確認内容	根拠法令等	解説
1 壁量の確保 (壁量基準)	<input type="checkbox"/> 階ごと、方向ごとに、存在壁量が地震力及び風圧力に対する必要壁量以上であることを確認	令 46 条第 1 項 第 4 項	P82
2 壁配置のバランス (四分割法)	<input type="checkbox"/> 四分割法により耐力壁・準耐力壁等の配置のバランスを確認 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令 46 条第 4 項	P96
3 柱頭・柱脚の 接合方法	<input type="checkbox"/> 耐力壁・準耐力壁等が取り付いている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法（平 12 建告第 1460 号） <input type="checkbox"/> N値計算法 <input type="checkbox"/> 告示の仕様 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令 47 条第 1 項	P100
4 柱の小径等	<input type="checkbox"/> 柱の小径は横架材相互間の垂直距離×算定式による割合以上 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令 43 条第 1 項	P108
	<input type="checkbox"/> 柱の有効細長比が 150 以下	令 43 条第 6 項	P112
	<input type="checkbox"/> 柱の断面積の 1/3 以上を欠き取る場合には金物等により補強	令 43 条第 4 項	P114
	<input type="checkbox"/> 2 階建ての隅柱または隅柱に準ずる柱は通し柱、または同等以上の補強	令 43 条第 5 項	P114
5-1 基礎の仕様	<input type="checkbox"/> 基礎の構造方法・地盤の種別等を設計図書に明示	規則 1 条の 3 表 2	P115
	<input type="checkbox"/> 地耐力（地盤の長期許容応力度）に応じた基礎構造を選択 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 基礎ぐい <input type="checkbox"/> ただし書き	令 38 条	P117
	<input type="checkbox"/> 基礎構造ごとに定められた仕様 <input type="checkbox"/> 構造計算	令 38 条 令 38 条第 4 項	P117
5-2 屋根ふき材等の緊結	<input type="checkbox"/> 屋根ふき材や外装材等は、風や地震などの震動や衝撃によって脱落しないように固定	令 39 条	P121
5-3 土台と基礎の緊結	<input type="checkbox"/> 1 階柱の下部には土台を設置 <input type="checkbox"/> ただし書き	令 42 条第 1 項	P122
	<input type="checkbox"/> 土台を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> ただし書き	令 42 条第 2 項	P122
5-4 横架材の欠込み	<input type="checkbox"/> はりやけたの中央部付近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない	令 44 条	P123
5-5 筋交いの仕様	<input type="checkbox"/> 引張り筋かいは厚さ 1.5cm 以上幅 9cm 以上の木材、径 9mm 以上の鉄筋等を使用。圧縮筋かいは厚さ 3cm 以上幅 9cm 以上の木材等を使用	令 45 条第 1 項 第 2 項	P124
	<input type="checkbox"/> 筋かい端部の仕様の選択（平 12 建告第 1460 号第 1 号）	令 45 条第 3 項 令 47 条第 1 項	P125
	<input type="checkbox"/> 筋かいに欠込みをしない（ただし、筋かいをたすき掛けで必要な補強を行ったときはこの限りでない）	令 45 条第 4 項	P126
5-6 火打材等の設置	<input type="checkbox"/> 床組及び小屋はり組の隅各部には、火打材等を設置（または構造用合板直張り等による剛床仕様） <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令 46 条第 3 項	P127
	<input type="checkbox"/> 小屋組には小屋筋かい、雲筋かいなどの振れ止めを設置 <input type="checkbox"/> ただし書きによる構造計算	令 46 条第 3 項	P128
5-7 部材の品質と 耐久性の確認	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には腐食・腐朽・摩損しにくい材料、有効なさび止め・防腐・摩損防止措置をした材料を使用	令 37 条	P130
	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分には、節・腐れ・繊維の傾斜・丸身等による耐力上の欠点がない木材を使用	令 41 条	P130
	<input type="checkbox"/> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造（鉄鋼モルタル塗り等）の下地には、防水紙等を使用	令 49 条第 1 項	P131
	<input type="checkbox"/> 柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1m 以内の部分に防腐措置を行い、必要に応じて防蟻措置	令 49 条第 2 項	P131
5-8 指定建築材料の JIS, JAS 等への適合	<input type="checkbox"/> 指定建築材料が JIS・JAS 等に適合	法 37 条	P132

表中の「ただし書き」の内容については、国の「2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」の P170 に掲載される図書をご参考ください。

(3) 新二号建築物（木造で、階数3以上、又は延べ面積300㎡超の場合）

図書の種類	図面番号	備考	国の審査マニュアル 掲載ページ
付近見取図			—
配置図			P32, 33
各階平面図			P34, 35
床面積求積図			—
2面以上の立面図			P36, 37
2面以上の断面図			P38, 39
地盤面算定表			P40, 41
構造詳細図			P42, 43
基礎伏図			—
各階床伏図			—
小屋伏図			—
2面以上の軸組図			—
使用構造材料一覧表			—
基礎・地盤説明書			—
施工方法等計画書			—
構造計算書等			
給排水衛生・電気設備図			P58, 59
計算書等（採光、換気、排煙等）			P60, 61
使用建築材料表（シックハウス関係）			—
計算書等（シックハウス関係）			—
その他、審査に必要な図書			—
省エネ関係			国の省エネ解説 掲載ページ
設計内容説明書			P15, 16
配置図			P15, 16
仕様書（仕上げ表を含む）			P15, 16
各階平面図			P15, 16
用途別床面積表			P15, 16
立面図			P15, 16
断面図又は矩計図			P15, 16
各部詳細図			P15, 16
機器表			P15, 16
【仕様基準の場合】			
省エネ基準適否チェックリスト			—
【住宅性能評価、長期優良住宅認定の場合】			
評価書、通知書又はその写し			P7, P19～23
宣言書			P23, P135
【省エネ適判の場合】			
通知書又はその写し			P17

第2章 計画変更確認申請手続き等

1. 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（規則第3条の2）について<R7.4.1 施行>

3条の2	対 象	変更内容	備 考
第1号	道路の幅員	幅員の増	都市計画区域内等で、敷地境界線が変更されない場合に限る。
	接道長さ	全て	変更後の敷地が道路に接する部分の長さが2m以上である場合に限る。
第2号	敷地面積	増加	—
	敷地境界線の位置	変更	変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。
第3号	建築物の高さ	減少	最低限度が定められている場合を除く。
第4号	階数	減少	—
第5号	建築面積	減少	日影規制の対象で、建築物の外壁が後退しない場合及び建築面積の最低限度が定められている場合を除く。
第6号	床面積	減少	都市計画区域内等の建築物の場合は、次のイ、ロは除く。 イ 延べ面積の増加 ロ 容積率の最低限度が定められているもの
第7号	用途の変更	—	令第137条の18で指定する類似の用途相互間におけるものに限る。
第8号	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小梁その他これらに類するものに限る）	位置の変更	変更に係る部材及び当該部材に接する部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。
第9号	構造耐力上主要な部分である部材	材料又は構造の変更	建築材料の変更がなく、強度又は耐力が減少しないこと及び第13号の表に掲げる材料又は構造への変更に限る。
第10号	特定木造建築物において変更後も仕様規定のみで法適合を確認できるもの（構造耐力上主要な部分である部分）	・材料若しくは構造の変更 ・位置の変更	変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更を除く。 ただし、令第46条第3項に基づく火打材、令第46条第4項に基づく壁筋かいの建築材料の異なる変更については、軽微変更該当。
第11号	構造耐力上主要な部分以外の部分で屋根ふき材、内装材（天井を除く）、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付部分、壁又は手すり若しくは手すり壁	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表の左欄から右欄への変更（準不燃材料から不燃材料など、同等品以上への変更）に限る。 間仕切り壁にあつては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。
第12号	構造耐力上主要な部分以外の部分である天井	材料若しくは構造の変更又は位置の変更	第13号の表に掲げる材料又は構造の場合は、第13号の表の左欄から右欄への変更（防火構造から防火構造、準耐火構造、耐火構造など、同等品以上への変更）に限る。特定天井の場合、建築材料の変更がなく、強度若しくは耐力が減少しないこと。特定天井以外の場合は、特定天井とする変更を除く。

規則3条の2
審査マ P149

第13号	第13号の表に掲げる材料又は構造(防火材料, シックハウス使用建築材料)	材料又は構造の変更	第13号の表の左欄から右欄への変更(F☆☆からF☆☆☆など、同等品以上への変更)に限る。
第14号	井戸	位置の変更	くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。
第15号	開口部	位置及び大きさの変更	次のイ又はロに掲げるものを除く。 イ 令第117条の規定により令第5章第2節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの (1) 当該変更により令第120条第1項又は令第125条第1項の歩行距離が長くなるもの (2) 令第123条第1項の屋内に設ける避難階段, 同条第2項の屋外に設ける避難階段又は同条第3項の特別避難階段に係る開口部に係るもの ロ 令第126条の6の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令第126条の7第2号、第3号及び第5号に規定する値の範囲を超えることとなるもの
第16号	建築設備	材料, 位置又は能力の変更	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。
第17号	前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの		

第13号の表(軽微な変更該当する変更前後の仕様の組合せ)

変更前の仕様	左欄から変更可能な仕様
不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料, 準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造(変更後の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形, 溶融, 破壊その他の損傷を生じない時間, 加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間が, それぞれ変更前の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形, 溶融, 破壊その他の損傷を生じない時間, 加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間以上である場合に限る。)
防火構造	耐火構造, 準耐火構造又は防火構造
令第109条の3第1項第1号の技術的基準に適合する構造	耐火構造, 準耐火構造又は令第109条の3第1項第1号の技術的基準に適合する構造
令第109条の3第1項第2号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造, 準耐火構造又は令第109条の3第1項第2号ハの技術的基準に適合する構造
令第115条の2第1項第4号の技術的基準に適合する構造	耐火構造, 準耐火構造又は令第115条の2第1項第4号の技術的基準に適合する構造
令第109条の9の技術的基準に適合する構造	耐火構造, 準耐火構造, 防火構造又は令第109条の9の技術的基準に適合する構造
令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造
令第109条の8の技術的基準に適合する構造	令第136条の2の2の技術的基準に適合する構造又は令第109条の8の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第114条第5項において準用	特定防火設備又は令第114条第5項において準用する令第112条第21項

する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備	の技術的基準に適合する防火設備
令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第20項の技術的基準に適合する防火設備又は令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備
令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備
令第136条の2第1項第3号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第1項第4号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備、令第136条の2第1項第3号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第1項第4号の技術的基準に適合する防火設備
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	第1種及び第2種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第1種、第2種及び第3種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

2. 省エネに関する変更

省エネ適判申請を行った後、完了検査までの間に計画に変更があった場合は、省エネ適判の再実施又は軽微な変更手続きを行うことが必要です。

計画変更があった場合の手続きと書類（省エネ適判）

省エネ解説 P18

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類 ^{※2}
軽微な変更	1. 建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】	非住宅：建築物の高さ又は外周長の減少、外壁・屋根又は外気に接する床の面積の減少等 住宅：外皮の各部位の熱貫流率等が増加しない変更 ^{※1} 、空気調和設備等の効率が低下しない変更等	不要	軽微な変更説明書 ^{※3}
	2. 一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更【ルートB】	非住宅：設備種類毎に定められた割合等以下の変更 住宅：床面積、外皮について、定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書 ^{※3}
	3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書 ^{※3} 軽微な変更該当証明書 ^{※4}
	省エネ適判の再実施が必要な変更【計画変更が必要】	・用途の変更 ・計算方法の変更 (例) 標準入力法⇔モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

省マ P39～P44
P46, 47
P51

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。

※2 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。

※3 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付。

※4 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書。所管行政庁又は登録省エネ判定機関が発行する。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更

非住宅	住宅
1. 【ルートA】省エネ性能を向上させる変更 + 省エネ性能に影響しないことが明らかな変更	
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さ又は外周長の減少 ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む） ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・外皮の各部位のU値若しくはη値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更 ・通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む） ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設
2. 【ルートB】一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
対象建築物：BE10.9以下の建築物が対象（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの）	
<p>空調設備：次のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率の5%を超えない範囲で増加若しくは窓の平均日射熱取得率の5%を超えない範囲で増加 ② 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下 <p>換気設備：次のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 送風機の電動機出力の10%を超えない増加 ② 駐車場又は厨房である場合の床面積の5%を超えない増加（駐車場又は厨房がある場合に限る。） <p>照明設備：照明設備の消費電力の10%を超えない増加（室用途毎、単位床面積あたり）</p> <p>給湯設備：平均効率の10%を超えない低下</p> <p>太陽光発電設備：次のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少 ② パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更 	<p>床面積：主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減</p> <p>外皮：外皮合計面積に変更がなく、変更前のUA値、ηAC値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかに該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開口部の面積増加分が外皮合計面積の1/200を超えない変更 ② 変更する開口部面積が外皮合計面積の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更 ③ 変更する外皮の合計面積が外皮合計面積の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更
3. 【ルートC】再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更	
「用途の変更」、「計算方法の変更」を除く変更が該当	

第3章 施工状況報告

建築基準法第6条第1項第2号に該当する木造建築物について、完了検査の時点で見えなくなってしまう部分を適切な施工がなされていることを確認するため、以下のとおり建築基準法施行細則第11条に施工状況報告を定めています。

(施工状況報告)

第11条 法第6条第1項第2号に掲げる建築物の工事監理者は、当該工事が次に掲げる工程に達したときは、施工状況報告書（別記第11号様式）に工事監理の状況を記載した書面を添えて建築主事等に提出しなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、基礎及び屋根の配筋を終えたとき
- (2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、鉄骨の建て方を終えたとき
- (3) 木造にあつては、屋根工事を終えたとき
- (4) その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した工程に達したとき

- 県に法第6条第1項に基づく建築確認手続きをした場合が該当します。
- 施工状況報告書については、P40～P43をご覧ください。
- 施工状況報告書には、構造上主要な部分や隠ぺい部分の写真や工事監理の状況に関する書類を添付してください。

第4章 完了検査

完了検査において、旧四号建築物は完了検査申請時に工事写真（基礎配筋、構造耐力上主要な軸組や耐力壁の工事終了時、小屋組の工事終了時）を添付すれば、検査の一部が省略されていましたが、新二号建築物（階数2以上又は延べ面積200㎡超）は、全て建築基準関係規定に適合するかを検査することになります。

審査マ P152

また、旧四号建築物は、法第7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）の規定が適用されていませんでしたが、新二号建築物は、法第7条の6に基づき検査済証の交付を受けた後でなければ、使用できません。

法第7条の6

なお、省エネ基準への適合性についても、完了検査の際に検査対象となります。

1. 完了検査申請書への添付図書

① 建築基準法施行規則第4条に基づく図書等

規則第4条第1項では、以下の図書等を申請書として提出するよう規定されています。

完了検査申請書	規則 別記第19号様式
	当初の建築確認及び計画変更確認に要した図書及び書類 （全て同じ機関で建築確認を受けた場合添付不要）〔第一号〕
	都市緑地法第43条第1項の認定（緑化率規制を受ける場合の工事完了猶予） を受ける場合、認定書の写し〔第三号〕
	エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（法適合の内容に応じた 添付書類）〔第四号〕
	軽微な変更説明書（直前の確認済証交付以降に生じた軽微な変更について作成） 〔第五号〕
	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類 〔第六号〕
	委任状（代理者による検査の申請を行う場合）〔第七号〕

なお、新三号建築物のうち、法第7条の5の適用を受けようとする場合、工事写真（基礎配筋、構造耐力上主要な軸組や耐力壁の工事終了時、小屋組の工事終了時）の添付が必要です。〔第二号〕

② 省エネ基準適合検査に係る必要書類

規則第4条第1項第四号関係で省エネ基準適合に関する添付図書は以下のとおり。

	省エネ適判 を受けた 場合	特定建築行為の場合	
		仕様基準	①住宅性能評価書 ②長期優良住宅認定 ③長期使用構造等の確認
適合判定通知書（省エネ適判機関が発行）	○		
計画書の副本（建築物エネルギー消費性能 確保計画）	○		
設計内容説明書 検討中	○	○	○
各種図面	○	○	○
各種計算書 ^{*1}	○		
機器表等	○	○	○
省エネ工事監理報告書 （様式は、「第5章 1.各様式」参照）	○	○	○
設計住宅性能評価に要した図書及び書 類（省エネ性能に係るものだけで可）			○ ①（設計）の場合
建設住宅性能評価に係る検査報告書又 はその写し（建設住宅性能評価のための検 査を受けた場合に限る）			○ ①（工事）の場合

特定建築行為
→P10 参照

確認を受けた建築物の計画を変更した場合	変更設計住宅性能評価 並びに同評価に要した図書及び書類			○ ①に変更があった場合
	長期優良住宅建築等計画の変更認定 並びに同変更認定に要した図書及び書類			○ ②に変更があった場合
	長期使用構造等の変更確認 並びに同変更確認に要した図書及び書類			○ ③に変更があった場合
	変更申告書(建設住宅性能評価の変更手続き)			○ 建設住宅性能評価に変更があった場合
	変更後の適合判定通知書(省エネ適判機関が発行)	○ 変更があった場合		
	軽微な変更説明書 ・建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかなる変更 ・一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更 ・再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更	○ ルートA・B・C 根拠資料も添付要	○ 根拠資料も添付要	○ 根拠資料も添付要
軽微な変更該当証明書 ^{※2} ・再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更	○ ルートC			

※1 国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が整備している「エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム(非住宅版)」、「エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム(住宅版)」の計算結果の出力様式。原則、出力した様式に「適判用」と印字されたものに限る。

※2 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書(所管行政庁又は省エネ適判機関が発行)で、軽微な変更説明書と併せて提出が必要。

2. 完了検査時に用意しておく図書

① 確認に要した図書と整合確認するための書類等

完了検査は、指針告示(H19国交告第835号)に示されているとおり、確認に要した図書と施工状況が整合しているかどうかを検査するため、各種の検査結果報告書、工事写真等の確認を行う書類検査、及び目視、簡易な計測機器等による測定、または建築物の部分の動作確認等により実施します。また、指定建築材料である鉄筋、コンクリートについては、指定建築材料として求められる仕様、性能であることを確認することになります。

なお、品質管理記録などについては、以下のとおり完了申請第4面(工事監理の状況)を参考に検査を行うほか、省エネ基準に関しては納入仕様書などを確認します。工事写真は、検査時に直接確認を受けることのできない部位を確認できる様に、工事写真を撮影、整理してください。

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合方法	検査時に確認する書類 凡例(作成者) ○施工者 △建材会社等 ■工事監理者
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地	・高さ、形状、寸法 ・道路との接続の状況	配置図	・土工事の工程終了後に現場で照合	○品質管理記録等(実測図) ○工事写真
	擁壁	・設置の状況	配置図、敷地断面図	・土工事の工程終了後に現場で照合	○品質管理記録等
主要構造部及び主要構造部	支持地盤	・支持層の種類、位置、地耐力	仕様表、基礎詳細図	・工程終了時に現場で確認	○品質管理記録等(実測図)

審査マ P154

審査マ P155～P158

以外の構造耐力上主要な部分に用いる部材(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法					○SWS報告書 ○工事写真
	木材	・材料, 種類, 規格, 仕上, 品質, 形状, 寸法	仕様表	・納品書による書類検査	△納品書
	コンクリート	・材料, 種類, 規格, 品質 ・形状, 寸法, 仕上	仕様表	・納品書による書類検査及び工程終了時に現場で照合	○自主検査記録等(※) △納品書
	鉄筋	・材料, 種類, 規格, 仕上, 品質, 形状, 寸法	仕様表, 基礎詳細図	・鋼材検査証明書による書類審査, 受入時の検査, 工程終了時に現場で照合	○自主検査記録等 ○工事写真
	屋根材	・材料, 品質, 寸法, 形状 ・不燃材料	仕様表, 部分詳細図	・納品書と設計図書を照合	○自主検査記録等 △納品書
	外壁材	・材料, 寸法, 形状 ・不燃材料	立面図, 部分詳細図	・納品書による書類検査	
	接合金物	・形状, 寸法, 品質	柱頭・柱脚金物算定図	・納品書による書類検査	
	アンカーボルト	・形状, 寸法, 品質	仕様表	・納品書による書類検査	
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱と梁との接合部分	・接合状況	仕様表, 部分詳細図	・工程終了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
	筋交い端部の接合部分	・接合状況	仕様表, 部分詳細図	・工程終了時に現場で確認	■施工結果報告書
	柱と土台の接合部分	・接合状況	仕様表, 部分詳細図	・工程終了時に現場で確認	
	土台と基礎との接合部分	・接合状況	仕様表, 部分詳細図	・工程終了時に現場で確認	
	基礎鉄筋の接合部分	・継手の状況 ・重ね長さ	仕様表, 基礎詳細図	・工程終了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
	屋根材	・接合状況	仕様表, 部分詳細図	・自主検査記録等を設計図書と照合	■施工結果報告書
	建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎	・位置, 形状, 寸法 ・配筋本数, 配置	配置図, 仕様表, 基礎詳細図	・工程終了時に現場で確認
土台		・位置, 形状, 寸法	仕様表	・工程終了時に現場で確認	○自主検査記録 ■施工結果報告書
柱		・位置, 形状, 寸法 ・通し柱の状況	壁柱図	・工程終了時に現場で確認	
梁		・位置, 形状, 寸法 ・欠込みの有無	仕様表	・工程終了時に現場で確認	
筋交い		・位置, 形状, 寸法 ・欠込み, 補強の状況	仕様表, 壁柱図	・工程終了時に現場で確認	
壁・耐力壁・準耐力壁等		・位置, 形状, 寸法	仕様表, 壁柱図	・工程終了時に現場で確認	
床		・位置, 形状, 寸法 ・火打材の配置	仕様表	・工程終了時に現場で確認	
屋根		・位置, 形状, 寸法	立面図, 断面図	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録
建築物全体		・平面形状, 断面形状 ・建築物の高さ	各階平面図, 立面図, 断面図	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	地面から1m以内の部分の土台、柱、筋交い	・防腐、防蟻処置の状況	仕様表、立面図	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
	外壁の下地	・防水措置の状況	立面図、部分詳細図	・工程終了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積	内装仕上材	・仕上材の種類 ・仕上材の状況	仕様表	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
	内部建具	・仕上材の状況	仕様表	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
	各種設備機器の面材	・仕上材の状況	仕様表	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ	台所の天井及び壁	・仕上材の種類 ・仕上材の状況	仕様表、平面図	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	外部開口部	・寸法、形状	各階平面図、採光確認表	・工程完了時に現場で確認	○自主検査記録 ○工事写真
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)	配管、配線	・種類、形状、寸法	仕様表、各階平面図、設備図	・受入時の製品の確認及び取付時に現場確認	○自主検査記録 ○工事写真
	給水設備	・種類、形状、寸法	仕様表、各階平面図、設備図	・受入時の製品の確認及び取付時に現場確認	○自主検査記録 ○工事写真
	排水設備	・種類、形状、寸法 ・設置状況	仕様表、各階平面図、設備図	・受入時の製品の確認及び取付時に現場確認	○自主検査記録 ○工事写真
	浄化槽	・種類、形状、寸法 ・型式番号() ・設置状況	仕様表、各階平面図、設備図	・受入時の製品の確認及び取付時に現場確認	○自主検査記録 ○工事写真
	電気設備	・形状、寸法、規格 ・機器の性能 ・設置、施工後検査	仕様表、各階平面図、設備図	・受入時の製品の確認及び取付時に現場確認	○自主検査記録 ○工事写真
	ガス設備	・形状、寸法、規格 ・機器の性能 ・設置、施工後検査	仕様表、各階平面図、設備図	・受入時の製品の確認及び取付時に現場確認	○自主検査記録 ○工事写真

② 工事写真

完了検査時に現地で直接確認を受けることのできない部位を確認できる様に、工事写真を撮影、整理してください。なお、撮影箇所については、以下の部分が想定されます。

審査マ P158

対象		写真の部分
材料		構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具
基礎	地業後	支持地盤の状況
	コンクリート打設前	配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等) アンカーボルト(ホールダウン用、土台用)の設置状況(埋め込み長さ、フック) 型枠の施工状況(各部の寸法)

	コンクリート打設後	脱型時期の記録 ジャンカ、コールドジョイント等の有無
	木造の部分	防腐防蟻処理の範囲 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置 接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台 接合部に応じた接合具の種類、本数 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔
	屋根	瓦等、屋根ふき材の留付状況
	大臣認定品	耐力壁、準耐力壁等

③ 省エネ基準適合検査の際、現場に用意しておく図書

省エネ基準適合審査が、省エネ適判又は特定建築行為にかかわらず、それぞれ「納入仕様書、品質証明書、施工記録書等」(*)を現場に用意しておいてください。

これらの図書により、例えば、断熱材の仕様や厚さ（各部位）、開口部のガラスの仕様や熱貫流率及び日射熱取得率（各部位）、暖房設備の種類や熱効率などの検査を行います。詳細は、国交省 HP 掲載の「設計・監理資料集 令和 5 年 11 月時点版」をご確認ください。

※ 製品型番を確認するカタログ・仕様書等や隠蔽部にある設備の設置状況、断熱構造の施工状況を確認する工事写真が含まれます。

Q&A
1-10 その他
Q10

検査事項等は
省エネ手引き
P8～P95 を参照

3. 注意事項

■ 検査済証を交付できない場合

完了検査で法適合と判断できない場合、内容に応じて無期限の「検査済証を交付できない旨の通知書」が交付されます。

○ 無期限通知

- ・ 工事未完の場合
 - ・ 建築基準関係規定に適合しないことが確認された場合
 - ・ 構造種別の変更、全体の構造設計のやり直しなどを要するような建築計画の連続性がない大きな変更が確認された場合
 - ・ 期限付通知に基づく追加説明書で、建築基準関係規定に適合しないことを確認した場合
 - ・ 期限付通知に基づく追加説明書が提出されなかった場合
- 無期限通知には、「検査済証を交付できない旨及びその理由」が記載されます。無期限通知の交付前であれば、申請者は完了検査申請を一旦取り下げ、是正を行い、改めて完了検査申請を行うことも考えられます。

■ 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限

新二号建築物を新築する際、同一敷地内に既存建物の解体がある場合は、解体工事が完了する前に新二号建築物を使用することはできません。ただし、法第 7 条の 6 に基づく仮使用認定手続きを行う場合は、この限りではありません。

第5章 参考資料

1. 各様式

1) 仕様表 (※1)	P28
2) 仕様表 (記載例)	P30
3) 設計内容説明書	P32
4) 省エネ基準適否チェックリスト (6・7地域) (※2) ＜建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項＞	P35
5) 省エネ基準適否チェックリスト (8地域) (※2) ＜建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項＞	P37
6) 宣言書	P39
7) 施工状況報告書	P40
様式中、注2の「工事監理の状況」については、構造別に以下の書類を参考と してください。	
・工事監理の状況 (木造用)	P41
・工事監理の状況 (鉄骨造)	P42
・工事監理の状況 (鉄筋コンクリート造)	P43
8) 省エネ基準工事監理報告書	
建築基準法施行細則第11条の2で定める建築物のエネルギー消費性能基準に 係る工事監理の実施の状況を記載した書類は、以下の書類を参考としてください。	
・省エネ基準工事監理報告書 (モデル建物法) 【非住宅】	P44, 45
・省エネ基準工事監理報告書 (モデル建物法) 【非住宅 (小規模版)】	P46, 47
・省エネ基準工事監理報告書 (標準入力法) 【非住宅】	P48, 49
・省エネ基準工事監理報告書 (標準計算) 【木造住宅・RC造住宅】	P50, 51
・省エネ基準工事監理報告書 (仕様基準) 【木造住宅・RC造住宅】	P52

※1) 仕様表については、個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。
また、様式自体も参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書に代えたり
することも考えられます。

※2) P35～P38に参考様式として掲載していますが、国交省HPに「仕様基準に基づく仕様表作成ツール【木
造戸建て住宅用】」が公開されています。
＞国交省HPの「資料ライブラリー」中、仕様基準ガイドブックに掲載されています。
この仕様表作成ツールにより出力した仕様表も「省エネ基準適否チェックリスト」として設計図書の一
部として活用可能です。

	(令 45 条)	
	構造耐力上必要な軸組(令 46 条)	
	継手・仕口(令 47 条)	
	防錆措置等(令 49 条)	
	補強コンクリートブロック造(令第 3 章第 4 節の 2)	塀(令 62 条の 8)
防火構造(延焼のおそれのある部分)	屋根(法 22 条)	
	外壁(法 23 条)	
	軒裏(令 108 条)	
居室の内装	内装材(令 20 条の 7)	
居室の換気	換気設備(令 20 条の 8)	
給排水衛生設備(令 129 条の 2 の 3)(令 129 条の 2 の 4)	建築設備の構造強度(昇降機以外)	
	給水・給湯管材料	
	排水管材料	
	水栓	
県条例	法第 40 条	

仕様表 【 記載例 】

単位：特記なき限り（mm）

設計者 資格・氏名	級建築士 第	号
物件名称・建設地		

仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載

項目	小項目	仕様		
建築材料 (法 37 条)	基礎コンクリート	JIS (設計基準強度 24 N/mm ² 以上, スランプ 18 cm 以下)		
	基礎鉄筋	JIS (SD 295)		
居室の天井高さ, 床高さ, 防湿方法 (令第 2 章第 2 節)	居室の天井高さ	2,400		
	床高さ	640 (直下の地面 (BM+400) から)		
構造部材等 (令第 3 章第 2 節)	防湿方法	ねこ土台 (有効換気面積 75 cm ² /m)		
	構造部材の耐久 (令 37 条)	構造部材の耐久	構造耐力上主要な部分 腐食, 腐朽, 摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置	
		基礎(令 38 条)	支持地盤の種別及び位置	砂質地盤 (GL-0.5m)
			基礎の種類	鉄筋コンクリート造べた基礎
			基礎の底部の位置	地盤面からの深さ (GL-100), 根入れ (GL-300)
			基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/m ² 鉄筋: 主筋 (D13), 立上り・底盤・開口補強筋 (D10) フックあり
	地盤調査(令38条)	SWS試験, 地盤改良なし		
屋根葺き材等 (令 39 条)	屋根葺き材等	固定方法: 平部 (全数固定), 棟部 (ねじ固定), 軒・けらば (ねじ 3 本固定) 屋外に面する部分のタイル等の緊結方法: 該当なし 太陽光システム等を設置した際の防錆処理: 該当なし		
	木構造 (令第 3 章第 3 節)	木材(令 41 条)	木材の規格 (JAS) 又は等級: 無等級材 (耐力上の欠点のないこと)	
		土台及び基礎 (令 42 条)	土台の固定方法	アンカーボルト (M12) + 座金 (厚 4.5×40 角×14φ) により緊結, 柱から 200 以内に設置 (設置間隔は 2700 以内), 金物は Z マーク表示金物又は同等認定品
柱の小径 (令 43 条)			横架材間距離: 1 階 小径 120, 横架材相互間の垂直距離の最大: 2844 柱の小径と横架材間内法寸法の比率: 1/23.7 2 階 小径 120, 横架材相互間の垂直距離の最大: 2730 柱の小径と横架材間内法寸法の比率: 1/22.8 柱断面の欠き取り (1/3 以上) がある場合は, 適切に補強 2 階建ての隅柱: 通し柱, 又は同等の補強 (N 値計算による) 有効細長比 (最大値): 1 階 座屈長さ: 2844, 断面最小二次率半径: 34.64 柱の有効細長比=82.1≤150 2 階 座屈長さ: 2730, 断面最小二次率半径: 34.64 柱の有効細長比=78.9≤150	
はり等の横架材 (令 44 条)		はり中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込みは無し		
筋交い (令 45 条)		筋交いの断面	45×90	
		筋交いの設置	原則, 欠き込み無し (欠き込みが必要な場合は, 両面から短冊金物 (S) 当て六角ボルト (M12) 締め, スクリュー釘 (ZS50) 打ちにより, たすき部を補強する)	

		Zマーク表示金物又は同等認定品
	構造耐力上必要な軸組 (令46条)	<p>主要な梁せい：杉(120×120~240)</p> <p>床組：構造用合板(厚24)、小屋梁組：火打ち梁(木製)、振れ止め：設置、火打ち土台：杉(45×90) エットパスや土間床部分は除く</p> <p>筋交い(45×90 シングル, ダブル)により壁量基準に適合 配置は壁量平面図による</p>
	継手・仕口 (令47条)	<p>筋交い端部：筋交いプレート(BP2等) Zマーク表示金物又は同等認定品</p> <p>耐力壁の両側柱頭、柱脚は、N値計算による(N値計算書)</p> <p>その他の柱頭、柱脚は、かど金物(CP-L)等 Zマーク表示金物又は同等認定品</p> <p>小屋組の接合方法(耐風性向上のための接合部仕様) 平成12年告示第1460号 基準風速34m/S, 樹種：J3(杉)</p> <p>たるき-軒桁接合：ひねり金物ST-15 たるき-もや接合：鉄丸くぎ2-N75 2本斜め打ち 小屋束-小屋梁又はもや接合：かすがいC120 両面打ち Zマーク表示金物又は同等認定品</p>
	防腐措置等 (令49条)	<p>鉄網珪砂下地等の防水措置：該当なし</p> <p>地面から1mの範囲の構造耐力上主要な部分に、防腐・防蟻処理</p>
補強コンクリートブロック造 (令第3章第4節の2)	塀(令62条の8)	<p>塀の高さ：1200(控え壁無し) 壁の厚さ：150</p> <p>材料種別：建築用コンクリートブロックA種</p> <p>補強筋：壁内部の縦横80cm間隔にD10配置 横筋：壁頂・基礎補強筋, 縦筋：壁端部, 隅角部D10 端部は、かぎ状に折り曲げ, 交差する鉄筋にかぎ掛け</p>
防火構造 (延焼のおそれのある部分)	屋根(法22条)	<p>仕上：粘土瓦(防災瓦)</p> <p>野地板：構造用合板特類(厚12) 鉄丸くぎN38 150間隔で垂木に固定</p> <p>防水紙：改質アスファルトルーフィング 940(22kg)</p>
	外壁(法23条)	窯業系サイディング(厚18) 通気構造 準防火材料(認定番号〇〇〇〇)
	軒裏(令108条)	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚11.5) EP
居室の内装	内装材 (令20条の7)	居室における内装材は全てF☆☆☆☆
居室の換気	換気設備 (令20条の8)	<p>第3種機械換気設備80m³/h × 2基(1,2階WCに設置), 各居室に給気口設置, 内装ドアにはアンダーカットH=10又は換気ガラリ設置 台所はレンジフードによる(換気量〇〇m³/h)</p> <p>天井裏等は全てF☆☆☆☆</p>
給排水衛生設備 (令129条の2の3) (令129条の2の4)	建築設備の構造強度(昇降機以外)	建築設備(昇降機以外)の構造方法については、建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全装置に関するH12建告第1388号及び同左第5改正(H24国交告第1447号)の構造方法に従い設置
	給水・給湯管材料	引込：ステンレス管 敷地内：耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内：架橋ポリエチレン管
	排水管材料	<p>排水枘：コンクリート製枘, 硬質塩化ビニル製枘</p> <p>排水管：硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管：防食テープにて処理 排水勾配：1/100以上 管径は、上下水道局の基準による</p>
	水栓	吐水口空間を有効に確保する
県条例	法第40条	県条例：第 条(図面No. に明示)

設計内容説明書【住宅用】

建築物の名称	
建築物の所在地	鹿児島県
設計者等氏名	

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			設計内容 確認欄		
		項目	設計内容				
建築物等の概要	建築物に関する事項	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分 <input type="checkbox"/> 下宿 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 複合建築物の住宅部分の床面積 () m ²		<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/> 面積表	□ 適	
		地域の区分	() 地域		<input type="checkbox"/>		
		階数	地上 () 階, 地下 () 階		<input type="checkbox"/>		
	床面積	延べ面積 () m ² 計算対象部分の床面積 () m ²					
	計算条件	計算方法	<input type="checkbox"/> 仕様基準 <input type="checkbox"/> 標準計算法 <input type="checkbox"/> 仕様・計算併用法				
外皮の概要	外壁等の性能	計算手法等	<input type="checkbox"/> 仕様基準 <input type="checkbox"/> 住宅の外皮平均熱貫流率及び日射熱取得率計算書による		<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 計算シート	□ 適	
	窓の性能		<input type="checkbox"/> 仕様基準 <input type="checkbox"/> 住宅の外皮平均熱貫流率及び日射熱取得率計算書による		<input type="checkbox"/>		
設備の概要	各設備の仕様等	対象の有無	対象設備	設置の有無	共同住宅等共用部 <input type="checkbox"/> 計算なし <input type="checkbox"/> 計算あり	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/>	□ 適
			空調設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>	
			換気設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			照明設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			給湯設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			昇降機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			コージェネレーション	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
※年間日射地域区分 () 区分		↓ 有りの場合 <input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 売電有り					

設計内容説明書【非住宅（標準入力）用】

建築物の名称	
建築物の所在地	鹿児島県
設計者等氏名	

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			設計内容 確認欄	
		項目	設計内容			
建築物等の概要	建築物に関する事項	用途	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 非住宅部分の床面積 () m ²		<input type="checkbox"/> 計画書 <input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
		地域の区分	() 地域			
		階数	地上 () 階, 地下 () 階			
		床面積	延べ面積 () m ² 計算対象部分の床面積 () m ²			
計算条件	申請の対象となるモデル建物	計算方法	<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 適	
		<input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 百貨店等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> その他 ()				
外皮の概要	外壁等の性能	計算手法等	<input type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの出力票による		<input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	窓の性能		<input type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの出力票による			
設備の概要	各設備の仕様等	対象の有無 *複合建築物は住宅との共用の有無も選択	対象設備	設置の有無	住宅部分との共用 *複合建築物のみ選択	<input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適
			空調設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			換気設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			照明設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(共用しない)	
			給湯設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			昇降機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			コージェネレーション	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 評価しない	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *住宅部分と共用する場合は評価対象外	
			太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 評価しない	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *住宅部分と共用する場合は評価対象外	
※年間日射地域区分 () 区分	↓ 有りの場合 <input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 売電有り					

設計内容説明書【非住宅（モデル建物法）用】

建築物の名称	
建築物の所在地	鹿児島県
設計者等氏名	

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			設計内容 確認欄		
		項目	設計内容				
建築物等の概要	建築物に関する事項	用途	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 非住宅部分の床面積 () m ²		<input type="checkbox"/> 計画書 <input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
		地域の区分	() 地域				
		階数	地上 () 階, 地下 () 階				
		床面積	延べ面積 () m ² 計算対象部分の床面積 () m ²				
	計算条件	申請の対象となるモデル建物	計算方法	<input type="checkbox"/> モデル建物法 <input type="checkbox"/> モデル建物法（小規模版）		<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> ビジネスホテルモデル <input type="checkbox"/> シティホテルモデル <input type="checkbox"/> 総合病院モデル <input type="checkbox"/> クリニックモデル <input type="checkbox"/> 福祉施設モデル <input type="checkbox"/> 事務所モデル <input type="checkbox"/> 幼稚園モデル <input type="checkbox"/> 学校モデル <input type="checkbox"/> 大学モデル <input type="checkbox"/> 講堂モデル <input type="checkbox"/> 小規模物販モデル <input type="checkbox"/> 大規模物販モデル <input type="checkbox"/> 飲食店モデル <input type="checkbox"/> 工場モデル <input type="checkbox"/> 集会場モデル (計算対象用途)				
外皮の概要	外壁等の性能	<input type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの出力票による			<input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	窓の性能	<input type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの出力票による					
設備の概要	各設備の仕様等	対象の有無 * 複合建築物は住宅との共用の有無も選択	対象設備	設置の有無	住宅部分との共用 ※複合建築物のみ選択	<input type="checkbox"/> 出力票 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
			空調設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			換気設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			照明設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(共用しない)		
			給湯設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			昇降機	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			コージェネレーション	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 評価しない	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※住宅部分と共用する場合は評価対象外		
			太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 評価しない	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※住宅部分と共用する場合は評価対象外		
			※年間日射地域区分 () 区分	↓ 有りの場合			
					<input type="checkbox"/> 全量自家消費		
		<input type="checkbox"/> 売電有り					

省エネ基準適否チェックリスト【6・7地域】

＜建築物省エネ法第 10 条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項＞

物件名		建設地の市町村名	
設計者 資格・氏名	級建築士 第	号・	

1. 断熱材の熱抵抗R

- 適合確認欄は、熱抵抗値Rが基準値以上であれば、適合に✓、該当部位が無い場合は、該当無に✓してください。
- 「断熱材の製品名・工法と厚さ」及び「熱抵抗R」を記入の上、基準値以上かどうかについて適合確認してください。
- 1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能の低い仕様（熱抵抗Rが小さい方）について記入してください。

部 位	断熱材の製品名・工法, その厚さ		熱抵抗R (m ² ・K/W)	断熱工法の基準値 ↓いずれかに✓	適否確認	
					適合	該当無
屋根	製品名 (又は断熱材の種類) 工法:	厚さ mm	R (m ² ・K/W)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: R ≥ 4.6 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R ≥ 4.6 <input type="checkbox"/> 外張断熱: R ≥ 4.0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
天井	製品名 (又は断熱材の種類) 工法:	厚さ mm	R (m ² ・K/W)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: R ≥ 4.0 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R ≥ 4.0 <input type="checkbox"/> 外張断熱: R ≥ 4.0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
壁	製品名 (又は断熱材の種類) 工法:	厚さ mm	R (m ² ・K/W)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: R ≥ 2.2 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R ≥ 2.3 <input type="checkbox"/> 外張断熱: R ≥ 1.7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 (外気に接する部分)	製品名 (又は断熱材の種類) 工法:	厚さ mm	R (m ² ・K/W)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: R ≥ 3.3 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R ≥ 3.1 <input type="checkbox"/> 外張断熱: R ≥ 2.5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 (その他の部分)	製品名 (又は断熱材の種類) 工法:	厚さ mm	R (m ² ・K/W)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: R ≥ 2.2 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R ≥ 2.0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基礎壁(※) (外気に接する部分)	製品名 (又は断熱材の種類) 工法:	厚さ mm	R (m ² ・K/W)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: R ≥ 1.7 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R ≥ 1.7 <input type="checkbox"/> 外張断熱: R ≥ 1.7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基礎壁(※) (その他の部分)	製品名 (又は断熱材の種類) 工法:	厚さ mm	R (m ² ・K/W)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: R ≥ 0.5 <input type="checkbox"/> 枠組充填: R ≥ 0.5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 玄関、勝手口等の土間床部分の断熱を省略する場合には、当該部分を除く基礎壁について確認してください。

2. 開口部（窓，ドア）の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

○適合確認欄は、熱貫流率U及び窓の日射熱取得率 η が基準値以上であれば、適合に \checkmark 、該当部位が無い場合は、該当無に \checkmark してください。

○「製品名」及び「窓又はドアの熱貫流率U」「窓の日射熱取得率 η （イ-カ）」を記入の上、適合確認してください。

○複数の仕様がある場合は、熱貫流率Uについては性能が低い仕様（熱貫流率が大きい方）、日射遮蔽対策については窓の日射熱取得率 η が大きい仕様を記入してください。

部位	製品名	窓又はドアの熱貫流率U (W/(m ² ·K))	窓の日射熱取得率 η	基準値		適合確認	
				熱貫流率	日射遮蔽対策	適合	該当無
窓	製品名（又は建具とガラスの種類）		/	U \leq 4.7	有効な庇、軒等がある所に設置する窓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	製品名（又は建具とガラスの種類）				有効な庇、軒等がない所に設置する窓 $\eta \leq 0.59$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドア	製品名（又は枠と戸の種類）		/	U \leq 4.7	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3. 設備機器の仕様

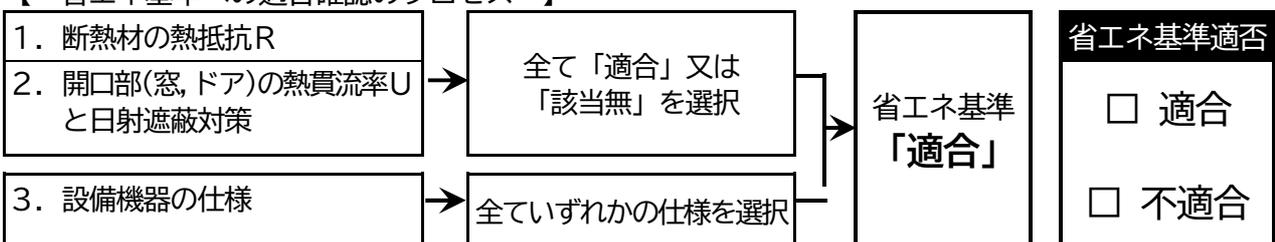
注意）下表に記載のない設備機器（床暖房など）を設置する場合、この表は使用できません。

この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適否（省エネ適合性判定）を確認してください。

暖冷房設備	<input type="checkbox"/> 住戸全体を暖冷房の場合、ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの	
	<input type="checkbox"/> 居室のみを暖冷房（暖房と冷房の両方について、以下のいずれかを選択）	
	暖房	<input type="checkbox"/> パネルラジエーターで以下のいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱被服があるもの
		<input type="checkbox"/> ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率87.8%以上のもの <input type="checkbox"/> ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率82.5%以上のもの <input type="checkbox"/> ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る）
冷房	<input type="checkbox"/> ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い)又は(ろ)のもの	
	<input type="checkbox"/> ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い)又は(ろ)のもの	
	<input type="checkbox"/> 設置しない(※)	
換気設備 右記のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつ直流電動機のもの <input type="checkbox"/> ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの <input type="checkbox"/> 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの	
給湯設備 右記のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率77.8%以上のもの <input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率78.2%以上のもの <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】を使用	
照明設備	<input type="checkbox"/> 非居室の全ての照明に、LED又は蛍光灯を設置	

※ 暖房を設置し冷房を設置しない場合は、「居室のみを暖冷房」に \checkmark で暖房機器を選択、「設置しない」に \checkmark で右欄に「冷房のみ」と記載してください。

【 省エネ基準への適合確認のプロセス 】



省エネ基準適否チェックリスト【8地域】

＜建築物省エネ法第 10 条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項＞

物件名		建設地の市町村名	
設計者 資格・氏名	級建築士 第	号・	

1. 断熱材の熱抵抗R

- 適合確認欄は、熱抵抗値Rが基準値以上であれば、適合に✓、該当部位が無い場合は、該当無に✓してください。
- 「断熱材の製品名・工法と厚さ」及び「熱抵抗R」を記入の上、基準値以上かどうかについて適合確認してください。
- 1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能の低い仕様（熱抵抗Rが小さい方）について記入してください。

部 位	断熱材の製品名・工法, その厚さ		熱抵抗R ($m^2 \cdot K/W$)	断熱工法の基準値 ↓いずれかに✓	適合確認		
	製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ			適合	該当無	
□ 木 造	屋 根	製品名 (又は断熱材の種類) [] 工法: []	厚さ [] mm	R [] ($m^2 \cdot K/W$)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: $R \geq 0.96$ <input type="checkbox"/> 枠組充填: $R \geq 0.96$ <input type="checkbox"/> 外張断熱: $R \geq 0.78$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	天 井	製品名 (又は断熱材の種類) [] 工法: []	厚さ [] mm	R [] ($m^2 \cdot K/W$)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: $R \geq 0.78$ <input type="checkbox"/> 枠組充填: $R \geq 0.89$ <input type="checkbox"/> 外張断熱: $R \geq 0.78$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ R C 造	屋 根 又 は 天 井	製品名 (又は断熱材の種類) [] 工法: []	厚さ [] mm	R [] ($m^2 \cdot K/W$)	<input type="checkbox"/> 軸組充填: $R \geq 0.7$ <input type="checkbox"/> 枠組充填: $R \geq 0.6$ <input type="checkbox"/> 外張断熱: $R \geq 0.6$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 玄関、勝手口等の土間床部分の断熱を省略する場合には、当該部分を除く基礎壁について確認してください。

2. 開口部（窓、ドア）の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

- 適合確認欄は、窓の日射熱取得率 η が基準値以上であれば、適合に✓、該当部位が無い場合は、該当無に✓してください。
- 「製品名」及び「窓の日射熱取得率 η (イタ)」を記入の上、適合確認してください。
- 複数の仕様がある場合は、日射遮蔽対策については窓の日射熱取得率 η が大きい仕様を記入してください。

部 位	製 品 名	窓の日射熱取得率 η	基 準 値	適合確認	
			日射遮蔽対策	適合	該当無
窓	製品名 (又は建具とガラスの種類) []	/	付属部材, 有効な庇, 軒等が ある所に設置する窓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	製品名 (又は建具とガラスの種類) []		付属部材, 有効な庇, 軒等が ない所に設置する窓 $\eta \leq 0.53$	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3. 設備機器の仕様

注意) 下表に記載のない設備機器を設置する場合、この表は使用できません。

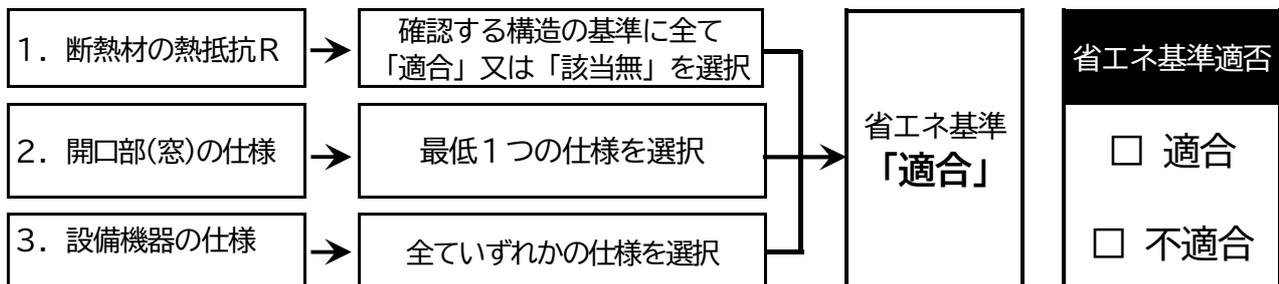
この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適否(省エネ適合性判定)を確認してください。

冷房設備は、冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかを選択してください。

冷房設備を設置しない場合は、「設置しない」をチェックしてください。

冷房設備	<input type="checkbox"/> 住戸全体を冷房 → <input type="checkbox"/> ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの <input type="checkbox"/> 居室のみを冷房 → <input type="checkbox"/> ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(い)又は(ろ)のもの <input type="checkbox"/> 設置しない
換気設備 右記のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつ直流電動機のもの <input type="checkbox"/> ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの <input type="checkbox"/> 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの
給湯設備 右記のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率77.8%以上のもの <input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率78.2%以上のもの <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】
照明設備	<input type="checkbox"/> 非居室の全ての照明に、LED又は蛍光灯を設置

【 省エネ基準への適合確認のプロセス 】



宣言書

年 月 日

御中

建築主又は設計者
の氏名，住所

設計住宅性能評価，長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより，建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが，設計住宅性能評価書，長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは，省エネ適判を受けることとし，その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- (1) 設計住宅性能評価書
- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
- (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- 申請済 申請年月日（ 年 月 日）
- 申請予定 申請予定年月日（ 年 月 日）
申請先の名称及び所在地(※) 名称：
所在地：

※ 申請先の名称について，1.の(1)，(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を，1.の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名を記入すること。
所在地の記載は，〇〇県〇〇市，郡〇〇町，村，程度で可。

記 載 欄 （この欄は，記載しないでください）	受付欄
設計住宅性能評価書等の提出等	
<input type="checkbox"/> 提出有 （提出日 年 月 日）	
<input type="checkbox"/> 提出無 （本書の取下げ）	
<input type="checkbox"/> その他 （ ）	

第 11 号様式（第 11 条関係）

施工状況報告書

本建築物は建築基準関係規定に適合した施工を行っていることを確認しましたので、建築基準法施行細則第 11 条の規定により、次のとおり報告します。				
鹿児島県建築主事 殿			年	月 日
建築士事務所名 () 級建築士事務所 () 知事登録第 号 工事監理者氏名 () 級建築士 () 登録第 号				
1 建築主住所氏名				
2 工事施工者住所氏名	建設業の許可 () 第 号			
3 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号			
4 敷地の地名地番	鹿児島県			
5 主要用途				
6 建築物の概要	造, 地上 階・地下 階, 延べ面積 m ²			
7 工事種別	新築・増築・改築	8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事期間における 主要な設計変更	変更年月日	変更設計図書	変更の概要	
10 工事施工者に対する 指 摘 内 容	指導年月日	指導の概要		
11 施 工 状 況				
12 工 事 現 場 の 危害防止の措置状況				
※ 受付欄	年 月 日	※ 処理欄	※ 備考欄	
	第 号			

- 注 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 構造上主要な部分や隠ぺい部分の写真並びに工事監理の状況及び施工記録を添付してください。
 3 12 欄は建築基準法第 90 条の規定により講じた措置について記入してください。

工事監理の状況（木造用）

工事名称：

確認方法 ※

確認項目	確認内容	確認方法 ※			
		A	B	C	
敷地状況	建物の配置，隣地との高低差				
	支持地盤の地耐力				
基礎	基礎の種類（布基礎・べた基礎・その他），形状，寸法				
	コンクリートの材質（JIS規格），強度				
	鉄筋の材質（JIS規格），径，間隔，かぶり厚さ				
	アンカーボルトの配置，緊結の確認				
	床下換気口（又はこれに代わるもの）の設置状況				
	基礎のひび割れのないこと（地盤の不同沈下）				
軸組 工法	土台	位置，形状，寸法，材質，接合部の確認			
		位置，形状，寸法，材質			
	柱	欠込み部及び通し柱に代わる管柱の補強			
		梁（又は土台）との緊結及び緊結方法（Z金物等の工法による）			
		位置，形状，寸法，材質，接合部の確認			
	梁	構造耐力上支障のある欠込みの無いこと			
		筋交い（又は面材耐力壁）の配置確認，形状，寸法，材質			
	筋交い 及び 耐力壁 等	欠込み部の補強			
		接合部の確認			
		面材耐力壁の配置確認，釘間隔			
		準耐力壁又は腰壁・垂れ壁の配置確認，釘間隔			
	床組	床組（火打材を含む）の位置，形状，寸法，材質，接合部の確認			
		床の高さ（又は床下防湿）の確保状況			
		防腐及び防蟻の措置状況（薬剤の規格，品質）			
	小屋組	形状，寸法，材質，必要な振れ止めの設置状況，垂木接合部			
枠組 壁 工法	H13 告示 1540 号 1541 号	構造耐力上必要な部分に使用する枠組材の品質，寸法及び配置			
		構造耐力上必要な部分に使用する床材，壁材及び屋根下地材の品質及び寸法			
		構造耐力上必要な部分に使用する釘及びネジの品質及び寸法			
		土台，床根太，端根太及び側根太の品質，寸法及び配置			
		床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとの緊結状況			
		壁の各部材相互及び壁と床，頭つなぎ又はまぐさ受けとの緊結状況			
		小屋組各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地との緊結状況			

※ 確認方法（該当するA，B又はC欄に✓をすること（複数可））

A：目視により確認したもの B：計測機器，検査機器を用いて確認したもの C：報告により確認したもの

工事監理の状況（鉄筋コンクリート造用）

工事名称：

確認方法 ※

確認項目	確認内容	確認方法 ※		
		A	B	C
敷地状況	建物の配置，隣地との高低差			
	支持地盤の位置，種類，地耐力			
材 料	鉄筋の材質（JIS規格），種類			
	コンクリートの材質（JIS規格），種類			
基 礎	基礎の種類，杭の工法，規格，品質，寸法，位置及び偏心による補強方法			
	ベースの寸法，主筋の径・本数・位置・定着方法			
	地中梁の断面寸法，主筋の径・本数・継手位置，あばら筋の間隔・フック形状・かぶり厚さ			
柱	主筋の寸法・径・本数・配置（方向），2段筋の位置（間隔）			
	最上階主筋の出隅のフック・梁に対する定着，最下階主筋の基礎に対する定着			
	主筋の継手位置，ふかしの大きさにより配筋補強			
	帯筋の径・間隔・本数（中子筋共）・形状・フックの形状，かぶり厚さ			
梁	主筋の寸法・径・本数・位置，中吊り筋の間隔と長さ			
	主筋の定着位置と長さ，重ね継手の位置と長さ			
	出隅部の末端フック			
	ふかしの補強方法，梁貫通孔補強筋の状況			
	あばら筋の径，本数（副あばら筋共），フック，主筋との緊結状況，かぶり厚さ			
	片持梁の主筋の定着・あばら筋の位置確認			
スラブ	スラブ厚の寸法，鉄筋の径と間隔（短辺・長辺），かぶり厚さ			
	片持スラブの定着と上端筋位置確保，継手位置と長さ			
	出入隅部の補強状況，開口部補強筋，階段部配筋と補強筋			
壁	壁厚寸法，鉄筋の間隔・径・位置（土圧壁主筋・階段受け筋）及びかぶり厚さ			
	定着（はり，柱，スラブ，壁定着），長さ，寸法			
	重ね継手の位置と長さ			
	開口部補強筋，スリットの位置・形状・配筋			
設備配管	設備配管の状況			
ガス圧接	圧接技量資格者の確認			
	圧接部の形状，強度確認			
型 枠	型枠及び支柱の締付け，清掃状況確認，ジャンカ処理			
	基礎，柱，梁，床版，壁躯体寸法の確認			
	型枠支柱存置期間			
	コンクリート打設後の養生・調合及び圧縮強度の確認			

※ 確認方法（該当するA，B又はC欄に✓をすること（複数可））

A：目視により確認したもの B：計測機器，検査機器を用いて確認したもの C：報告により確認したもの

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）【非住宅】

年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者： _____

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合した図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様，設置状況（ブラインドボックス，庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 給湯設備	① 熱源機器の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 照明器具の消費電力，台数及び取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適

	② 各種制御の設置状況(在室検知制御, タイムスケジュール制御, 初期照度補正制御, 明るさ検知制御)		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様, 設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様, 設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様, 廃熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適

注1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としている。

注2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目は記載していない。

注3 「照合した図書」欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載している。

注4 「確認方法」欄のA・B・Cは、「A:目視による立会確認」、「B:計測等による立会確認」、「C:施工計画書等・試験成績書等による確認」としており、Cに該当する場合は確認に用いた具体的な書類を記載している。

様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者： _____

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合した図書	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① 建築物の用途，計算対象面積，空調対象面積等		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 外皮	① 外皮（外壁・屋根）の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様，設置状況（ブラインド，庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の種類，台数，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 熱源機器の定格能力，定格消費電力等		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	モデル建物用途に応じた室の換気設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 給湯設備	① モデル建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類，仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の種類，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 主用途室の照明器具の種類，設置状況（消費電力・台数及び照明面積）		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 省エネ制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

注1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としている。

- 注2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目は記載していない。
- 注3 「照合した図書」欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載している。
- 注4 「確認方法」欄のA・B・Cは、「A:目視による立会確認」、「B:計測等による立会確認」、「C:施工計画書等・試験成績書等による確認」としており、Cに該当する場合は確認に用いた具体的な書類を記載している。

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）【非住宅】

年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者： _____

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合した図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様，設置状況（ブラインドボックス，庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む），設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑧ 空調機の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

	⑬ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3.換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4.給湯設備	① 熱源機器の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5.照明設備	① 照明器具の消費電力，台数及び取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況（在室検知制御，タイムスケジュール制御，初期照度補正制御，明るさ検知制御）		A・B・C ・ ・	適・不適
6.昇降機設備	昇降機の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7.太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8.コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様，廃熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適

注1 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としている。

注2 計算対象となる設備等がない場合は，当該設備等に係る項目は記載していない。

注3 「照合した図書」欄は，建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち，工事監理で照合を行った図書を記載している。

注4 「確認方法」欄のA・B・Cは，「A：目視による立会確認」，「B：計測等による立会確認」，「C：施工計画書等・試験成績書等による確認」としており，Cに該当する場合は確認に用いた具体的な書類を記載している。

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）【木造戸建て，RC造戸建て】

年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者： _____

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合した図書	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① 建て方，居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 床面積等（主たる居室，その他の居室，床面積の合計，吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 外皮	① 熱的境界となる部位，面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 熱的境界となる屋根，外壁等の部位の仕様，熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様，設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様，範囲（鉄筋コンクリート造部分）		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 基礎断熱部の基礎の形状，範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式，暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備機器の仕様，性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式，冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備機器の仕様，性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 換気設備	① 換気方式，換気設備の仕様，性能		A・B・C ・ ・	適・不適

	② 換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無，熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯設備機器の仕様，性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ ふろ機能，給湯配管，水栓，浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 照明設備	① 主たる居室，その他の居室，非居室の照明設備の種類，制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの定格負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類，容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類，品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様，性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番，種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適

注1 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としている。

注2 計算対象となる設備等がない場合は，当該設備等に係る項目は記載していない。

注3 「照合した図書」欄は，建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち，工事監理で照合を行った図書を記載している。

注4 「確認方法」欄のA・B・Cは，「A：目視による立会確認」，「B：計測等による立会確認」，「C：施工計画書等・試験成績書等による確認」としており，Cに該当する場合は確認に用いた具体的な書類を記載している。

様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者： _____

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合した図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様， 範囲（鉄筋コンクリート造部分）		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様，設置状況 （付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様，設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

注1 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としている。

注2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目は記載していない。

注3 照合した図書欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載している。

注4 「確認方法」欄のA・B・Cは、「A：目視による立会確認」、「B：計測等による立会確認」、「C：施工計画書等・試験成績書等による確認」としており、Cに該当する場合は確認に用いた具体的な書類を記載している。

2. 公開資料（日本住宅・木材技術センターHPに公開されている早見表や表計算ツールの出力結果等）
 【必要壁量を求める方法は、以下の早見表又は精緻な計算（表計算ツールなど）の方法があります】

必要壁量試算例(早見表)(壁量基準の見直し関連)

令和7年4月1日 施行
 昭和56年告示第1100号 改正

＜床面積当たりの必要壁量の試算例(早見表) HP掲載イメージ＞

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
 URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

本編のPDFをダウンロードするには、このリンク先からダウンロードしてください。
 ■ 試算No.1~21

※ 階の区分	2階の床面積/1階の床面積							
	0/100以下 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満 20/100未満	40/100未満 40/100未満	60/100未満 60/100未満	80/100未満 80/100未満	100/100未満 100/100未満	100/100 100/100	120/100以上 120/100以上
仕様① 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下								
仕様② 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下								

該当する条件のPDFアイコンをクリック

瓦屋根(ふき土無)
 サイディング
 2階建ての場合

階の床面積に要する数値(単位: cm²/m²)と材の小径(mm)の早見表

建物の仕様	外壁の仕様	階の床面積に要する数値 (cm ² /m ²)				材の小径(mm)					
		全層45度以上		2階建て		平壁		柱の必要水平径φ _柱 (mm)			
		1階	2階	1階	2階	φ _柱 (mm)	φ _柱 (mm)以上	φ _柱 (mm)	φ _柱 (mm)以上	φ _柱 (mm)	φ _柱 (mm)以上
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根(ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根(ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	下見板張	15	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	土塗り壁等	15	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
金属板ぶき	モルタル等	15	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90	

表計算ツールを活用した必要壁量の算定方法(壁量基準の見直し関連)

令和7年4月1日 施行
 昭和56年告示第1100号 改正

＜表計算ツール(入力例)＞

(2階建て住宅用)

1. 階の床面積に乗ずる数値(単位: cm²/m²)

緑色セルを入力

項目	入力欄	入力の注意点等
2階指高(m)	2.95	2階床・平上端〜2階床梁上端までの距離
1階指高(m)	3.00	1階床・平上端〜2階床梁上端までの距離
換気係数C ₀	0.2	換気設備の性能がある場合は0.3(下向き場合は0.1)に設定
2階床面積(m ²)	50	(ここでは外壁面積計算のみを考慮し、天井面積は含まない。) (ここでは外壁面積計算のみを考慮し、天井面積は含まない。)
1階床面積(m ²)	50	(ここでは外壁面積計算のみを考慮し、天井面積は含まない。)
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	プルダウン選択
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択
太陽光発電設備等(㎡/㎡)	あり(260)	太陽光発電設備等の設置面積を入力した場合、「あり(併せ入力)」を選択した場合、設備等の重量(kg)を設定し、屋根等にその重量を入力する。
天井材種別(N/m ²)	100(初級)	天井材の重量と厚さを併せ入力した場合、「併せ入力」を選択した場合、重量(kg/m ²)と厚さ(mm)を設定し、屋根等にその重量を入力する。
外壁材種別(N/m ²)	70(初級)	外壁材の重量と厚さを併せ入力した場合、「併せ入力」を選択した場合、重量(kg/m ²)と厚さ(mm)を設定し、屋根等にその重量を入力する。

←瓦屋根(ふき土無)・スレート屋根・金属板ぶきより選択
 ←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択

実際に設置する機器重量が決定している場合には、直接入力も可能。

断熱材については、天井・外壁それぞれ直接入力も可能。(天井:1種類 外壁:2種類)

出力結果	【階の床面積に乗ずる数値】(単位: cm ² /m ²)	1階	2階
		46	28

階の床面積に乗ずる数値が算出されます。

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
 URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

【柱の必要小径を求める方法は、以下の早見表又は表計算ツールによる方法があります】

柱の必要小径の試算例(早見表)(柱の小径の基準の見直し)

令和7年4月1日 施行
平成12年告示第1349号 改正

<柱の必要小径の試算例(早見表) HP掲載イメージ>

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

※柱径は木材等級等 (各) 上の場合
■ 例題 No. 1~21

各階の床面積	2階の床面積/1階の床面積						
	0/2004以上 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100以上 120/100未満
1階① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100
1階② 2F: 2.5m以下 1F: 3.0m以下	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100
1階③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100

該当する条件のPDFアイコンをクリック

瓦屋根(ふき土無)サイディング
2階建ての場合

階の床面積に準ずる数値(単位: cm²/m²)と柱の小径(mm)の早見表

階級と外壁の仕様	外壁の仕様	階の床面積に準ずる数値 (cm ² /m ²)				柱の必要小径 d _{req} (mm)				
		1階		2階		1階		2階		
		平屋	2階建て	平屋	2階建て	d _{req} (mm) 以上	d _{req} (mm) 以上	d _{req} (mm) 以上	d _{req} (mm) 以上	
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	金属板等	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	下見板等	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板等	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板等	15	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板がき	土塗り壁等	15	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板がき	モルタル等	15	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板がき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板がき	金属板等	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板がき	下見板等	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

表計算ツールを活用した柱の小径の算定方法①(柱の小径の基準の見直し)

令和7年4月1日 施行
平成12年告示第1349号 改正

○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

<表計算ツール> ※座屈の理論式による

(2階建て住宅用)

① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2 柱の小径 (令第43条第1項)

階	出力結果	
	d _{req} /l	柱の小径(mm以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

階高や床面積等の諸元を入力することで
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

*柱の必要小径d_{req}/横架材間距離l/λ₀、無等級材 ← 無等級材(すぎ)を前提に算出

② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱の径級	入力値			出力結果	
	JAS規格	変位等	等級等(積算値)	基準強度	柱の小径 (mm以上)
2階	① JAS規格等分級区分別材	ひのき	F10	25.5	80
	② 樹種等	すぎ	-	17.7	87
	③	-	-	25.5	80
	④ 国土交通大臣が告示の値を指定した木材	認定番号()	-	-	-
1階	① JAS規格等分級区分別材	-	F10S-F10(積算)	25.5	97
	② 樹種等	すぎ	-	17.7	106
	③	-	-	25.5	80
	④ 国土交通大臣が告示の値を指定した木材	認定番号()	-	-	-

樹種等を選択することにより柱の小径が算出

- ・JAS機械等級区分構造用製材
 - ・JAS目視等級区分構造用製材
 - ・無等級製材
 - ・JAS同一等級構成集成材
 - ・JAS A種構造用単板積層材
- ※大臣が基準強度の数値を指定した木材については強度を直接入力

(例) 樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果106mm以上から87mm以上に

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

○ 柱の小径別に「柱の負担可能な床面積」(表計算ツールより算出)と「柱が負担する床面積」を比較することで、より合理的な柱の小径の設計が可能に

③ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの柱種と等級が選択できます。
数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類	入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m ²)										
	JAS規格	樹種級	等級	基準強度	105角		120角		任意入力①		任意入力②			
					長辺・短辺 (mm)	長辺・短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)		
1階 外周部の柱*	① JAS微減等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	105	120	102	102	105	120	7.6	13.5	6.6	8.7
	② 無等級材	すぎ	—	17.7	5.5	9.7	4.7	6.3						
	③ 大径認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号		0.0	0.0	0.0	0.0						
1階 内部の柱	① JAS同一等級構造用製材	—	E105-F200(3層)	25.5	11.2	19.6	9.7	12.8						
	② 無等級材	すぎ	—	17.7	7.7	13.6	6.7	8.8						
	③ 大径認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号		0.0	0.0	0.0	0.0						

← 柱サイズを任意に入力することにより、平角材にも対応可能

柱の小径を105角とする場合には、柱が負担する面積が表の数値以下であることを確認する

*外周部の柱とは外壁面に存在する柱を指す。内引柱とは外壁に面しない柱を指す。

3. 関係条文（令和7年4月1日施行分（抄））

建築基準法

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

- 第6条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。
- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
 - 二 前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える建築物
 - 三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であるときについては、適用しない。
- 3 建築主事等は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
- 一 建築士法第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項、第20条の2第1項若しくは第20条の3第1項の規定又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
 - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の2第1項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
 - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第20条の3第1項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事等は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第一号又は第二号に係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事等は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第1項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事等は、第4項の場合（申請に係る建築物の計画が第6条の3第1項本文に規定する特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第4項の期間内に当該申請者に第1項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、35日の範囲内において、第4項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主事等は、第4項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第4項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第1項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。
- 9 第1項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第6項及び第7項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。（建築物の建築に関する確認の特例）
- 第6条の4 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第6条及び第6条の2の規定の適用については、第6条第1項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において

同じ」とする。

- 一 第68条の10第1項の認定を受けた型式（次号において「認定型式」という。）に適合する建築材料を用いる建築物
- 二 認定型式に適合する建築物の部分をもつ建築物
- 三 第6条第1項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 前項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築士及び建築物の区分に応じ、建築主事等の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

（建築物に関する完了検査）

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第7条の3第1項において同じ。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第6条第1項の規定による工事が完了した日から4日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。

4 建築主事等が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「検査実施者」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

（建築物に関する検査の特例）

第7条の5 第6条の4第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築の工事（同号に掲げる建築物の建築の工事にあつては、国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおりを実施されたことが確認されたものに限る。）に対する第7条から前条までの規定の適用については、第7条第4項及び第5項中「建築基準関係規定」とあるのは「前条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定」と、第7条の2第1項、第5項及び第7項、第7条の3第4項、第5項及び第7項並びに前条第1項、第3項及び第7項中「建築基準関係規定」とあるのは「第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項に規定する建築基準関係規定」とする。

（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

第7条の6 第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第18条第38項及び第90条の3において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第7条第5項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

- 一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるとき。
- 二 建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあつては、建築主事）又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるとき。
- 三 第7条第1項の規定による申請が受理された日（第7条の2第1項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行った場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日）から7日を経過したとき。

2 前項第一号及び第二号の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、第1項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

4 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第1項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行った第7条の2第1項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

（構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造の

ものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - 二 高さが60m以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前号に定める基準に適合すること。
 - 三 高さが60m以下の建築物（前号に掲げる建築物を除く。）のうち、第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあっては、地階を除く階数が3以上であるもの又は延べ面積が300㎡を超えるものに限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。
 - 四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。
 - ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。
- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

建築基準法施行令

（柱の小径）

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならない。

2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、13.5cmを下回ってはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、桁その他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3 法第41条の規定によって、条例で、法第21条第1項及び第2項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。

4 前三項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の3分の1以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。

5 階数が2以上の建築物における隅柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）は、150以下としなければならない。

（はり等の横架材）

第44条 はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

（筋かい）

第45条 引張力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材若しくは径9mm以上の鉄筋又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。

2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。

3 筋かいは、その両端の端部を、柱又ははりその他の横架材に、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。

らない。この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。

- 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、全ての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及び桁行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

一 次に掲げる基準に適合するもの

イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材(間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。)に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。

ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。

二 方づえ(その接着する柱が添木その他これに類するものによって補強されているものに限る。)、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの

- 3 床組及び小屋ばり組には木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付け、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 4 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置するものでなければならない。

(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)

第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。

- 2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

建築基準法施行規則

第1条の3 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(23)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表二の(28)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ 次の表一の各項に掲げる図書(次の(1)から(3)までに掲げる場合にあつては、当該(1)から(3)までに掲げる図書を除く。)

(1) 用途変更の場合 次の表一の(ハ)項に掲げる図書

(2) 確認に係る建築物又は建築物の部分が木造の建築物(法第六条第一項に規定する建築基準法令の規定(国土交通大臣が定めるものを除く。)に定めるところによる構造計算によって安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第3条の2第1項第十号において「特定木造建築物」という。)又はその部分である場合 次の表一の(ハ)項に掲げる図書のうち基礎伏図、各階床伏図及び小屋伏図

(3) 確認に係る建築物又は建築物の部分が国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分である場合(当該認定に係る認定書の写しを添えた場合に限る。) 次の表一の(ハ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したもの

- ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
- (1) 次の表二の各項の(い)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(い)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ろ)欄に掲げる図書並びに表五の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項の(ろ)欄に掲げる図書、表五の(一)項及び(四)項から(六)項までの(ろ)欄に掲げる計算書並びに同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したものを、(2)の認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合においては同表の(二)項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。)
 - (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物(用途変更をする建築物を除く。) それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書(国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合においては、当該認定に係る認定書の写し及び当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の計算書)。ただし、(i)及び(ii)に掲げる建築物について法第20条第1項第二号イ及び第三号イの認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた場合は、当該認定に係る認定書の写し、当該プログラムによる構造計算を行うときに電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)を入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3条の22第1項及び第2項において同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもちえて代えることができる。
 - (i) 次の表三の各項の(い)欄上段(二)項にあっては(い)欄)に掲げる建築物 当該各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書
 - (ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第2項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第3項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物 次の表三の各項の(ろ)欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるもの
 - (3) 次の表四の各項の(い)欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類(建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。))が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)又はその写し

四 申請に係る建築物が1級建築士、2級建築士又は木造建築士(第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において「建築士」という。)により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合(建築士法第20条の2の規定の適用がある場合を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において同じ。)にあっては、同法第20条第2項に規定する証明書(構造計算書を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第四号において単に「証明書」という。)の写し

表一

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		延焼のおそれのある部分
		防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
		各階平面図
間取、各室の用途及び床面積		
壁及び筋かいの位置及び種類		
通し柱及び開口部の位置		

		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
	床面積求積図	申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の2第三号に規定する措置
(ろ)	二面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	二面以上の断面図	縮尺
		地場面
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
	地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
地盤面を算定するための計算式		
(は)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

表二～五（略）

- 2 法第86条の7各項の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物に係る確認の申請書にあっては、前項の表一の（い）項に掲げる図書に当該各項に規定する規定が適用されない旨を明示することとする。
- 3 法第86条の8第1項若しくは法第87条の2第1項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあっては、別記第67号の5様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。
- 4 法第6条第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。
- 一 別記第2号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）
- イ 第1項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類
- ロ 申請に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物の計画に令第146条第1項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第8号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類
- ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の（1）及び（2）に掲げる建築設備である場合にあつては、（1）及び（2）に定める図書及び書類
- （1） 次の表一の各項の（い）欄に掲げる建築設備 当該各項の（ろ）欄に掲げる図書
- （2） 次の表二の各項の（い）欄に掲げる建築設備 当該各項の（ろ）欄に掲げる書類（建築主事等が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）
- 二 別記第3号様式による建築計画概要書
- 三 代理者によって確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し
- 四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し
- 表一（略）
- 5 第1項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一 法第6条の4第1項第二号に掲げる建築物 法第68条の10第1項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第136条の2の11第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。
- 二 法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物 次の表二の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の（は）欄に掲げる図書については同表の（に）欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表一の（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の（ろ）欄及び（は）欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の（に）欄に掲げる図書については同表の（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しない。

表一、二（略）

- 6 第1項の表一及び表二並びに第4項の表一の各項に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第1項又は第4項の申請書に添える場合においては、第1項又は第4項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第1項又は第4項の申請書に添えることを要しない。
- 7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第1項又は第4項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。
- 8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第1面が別記第4号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。
- 9 申請に係る建築物の計画が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書及び書類の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該申請書に添えるべき図書及び書類のうち当該内容が同一であるものについては、申請書の正本一通及び副本一通に添えることを要しない。
- 10 前各項の規定にかかわらず、増築又は改築後において、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分の計画が増築又は改築後においても令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合することが明らかなものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項及び第3条の7第4項において「構造計算基準に適合する部分の計画」という。）に係る確認の申請において、当該申請に係る建築物の直前の確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。次項において「直前の確認に要した図書及び書類」という。）並びに当該建築物に係る検査済証の写しを確認の申請書に添えた場合にあつては、第一項第一号ロ（2）に掲げる図書及び書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を添えることを要しない。
- 11 前項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認）を受けた建築主事等に対して行う場合においては、当該建築主事等が直前の確認に要した図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、当該図書及び書類を添えることを要しない。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

（建築主等及び建築士の努力）

第6条 建築主は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第2条第2項の条例で付加した事項を含む。次章第1節において同じ。）に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。）を図るよう努めなければならない。

2 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。次項、第29条第1項及び第62条において同じ。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

第3章 建築主が講ずべき措置等

第1節 建築主の基準適合義務等

（建築主の基準適合義務）

第10条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第6条第1項、第4項若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第4項若し

くは第6項の規定又は同法第18条第3項、第4項、第15項、第16項若しくは第19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第7条第4項若しくは第5項、第7条の2第1項、第5項若しくは第7項、第7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しくは第7条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定又は同法第18条第21項から第23項まで、第26項、第29項、第30項、第32項、第34項若しくは第37項の規定の適用については、この限りでない。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第11条 建築主は、前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において「特定建築行為」という。）であって、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 所管行政庁は、前2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第3項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該提出者に交付しなければならない。

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該要確認特定建築行為に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関（同法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要確認特定建築行為に係る建築物の計画（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。）について同法第6条第7項又は第6条の2第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第6条第1項の規定による建築主事又は建築副主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、同条第4項の期間（同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までにしなければならない。

8 建築主事又は建築副主事は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為（第1項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、建築主から第6項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をすることができる。

9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第3項から第5項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。（適用除外）

第20条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模)

第3条 法第10条第1項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるものの床面積を除く。）の合計が10㎡であることとする。

(適用除外)

第4条 法第20条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
 - 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）
- 2 法第20条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 二 文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
 - 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により重要美術品等として認定された建築物
 - 四 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
 - 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
 - 六 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 3 法第20条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後3月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの
 - 二 建築基準法第85条第2項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
 - 三 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第1章 建築士の努力義務

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第6条第3項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

第2章 建築主の基準適合義務等

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為)

第2条 法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

- 一 住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第一号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であって、当該住宅（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの
 - イ 基準省令第1条第1項第二号イ（2）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにおいて「気候風土適応住宅」という。）にあっては、同号ロ（2）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）
 - ロ 基準省令第10条第二号イ（2）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあっては、同号ロ（2）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下この号及び次条第4項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築
- 三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の確認（次条第4項において「確認」という。）を受けた住宅の新築

2 法第11条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第3項後段において準用する同条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第3条 法第11条第1項(法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第1による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)とする。

図書の種類		明示すべき事項	
(い)	設計内容説明書	建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。)のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明	
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
			空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下この表及び第12条第1項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という)の位置
	仕様書(仕上げ表を含む)	部材の種別及び寸法	
		エネルギー消費性能確保設備の種別	
	各階平面図	縮尺及び方位	
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	
		壁の位置及び種類	
		開口部の位置及び構造	
		エネルギー消費性能確保設備の位置	
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	用途別床面積表	用途別の床面積	
	立面図	縮尺	
		外壁及び開口部の位置	
		エネルギー消費性能確保設備の位置	
	断面図又は矩計図	縮尺	
		建築物の高さ	
外壁及び屋根の構造			
軒の高さ並びに軒及びひさしの出			
小屋裏の構造			
各階の天井の高さ及び構造			
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造			
各部詳細図	縮尺		
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法		
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容		
(ろ)	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
	節湯器具の種別及び数		
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数	
仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	

系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先	
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
			給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
			照明設備の位置
		給湯設備	縮尺
給湯設備の位置			
配管に講じた保温のための措置			
節湯器具の位置			
昇降機		縮尺	
	位置		
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺		
	位置		
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	
(は) 機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
		節湯器具の種別、位置及び数	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法		

- 2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。
- 3 第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の計画書に添えることを要しない。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第二項において同じ。）であるものに対し、特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次条第2項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次条第2項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第1項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、同項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

(変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第4条 法第11条第2項(法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第2による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第2による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えたものとする。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの(前条第4項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。)において、法第14条第2項において読み替えて適用する法第11条第2項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前条第1項の表の各項に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)を前項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第5条 法第11条第2項(法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

(適合判定通知書又はその写しの提出)

第8条 法第11条第6項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第3条第1項若しくは第4条第1項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類の提出をもって法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

- 一 法第18条第2項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第11条第6項の規定を適用する場合第16条第1項の認定書の写し
- 二 法第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第11条第6項の規定を適用する場合第24条第2項(第27条において読み替えて準用する場合を含む。)の通知書又はその写し及び第20条第1項若しくは第26条の申請書の副本又はその写し
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項又は同法第54条第8項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第11条第6項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第5条第2項(同令第8条において読み替えて準用する場合を含む。)の通知書若しくはその写し及び同令第3条若しくは同令第7条の申請書の副本若しくはその写し又は同令第43条第2項(同令第46条において読み替えて準用する場合を含む。)の通知書若しくはその写し及び同令第41条第1項若しくは同令第45条の申請書の副本若しくはその写し

建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令

第1章 建築物エネルギー消費性能基準

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第2条第1項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅部分(住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。))を除く。第10条第一号において「非住宅建築物」という。) 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。)が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量(一年間に消費するエネルギー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。))の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。))であって、建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。)が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設

計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいい、非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分と同一の部分に限る。以下このロにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ（2）及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の（1）又は（2）のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、（2））に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより（1）及び（2）に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。

（1） 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下（1）において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（1年間のうち1日の最高気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	0.46	—
二	0.46	—
三	0.56	—
四	0.75	—
五	0.87	3.0
六	0.87	2.8
七	0.87	2.7
八	—	6.7

（2） 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の（1）又は（2）のいずれかに適合すること。

（1） 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

（2） 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（複合建築物の増築又は改築をする場合にあっては、イ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって複合建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする複合建築物の部分）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の（1）及び（2）に適合すること。

（1） 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

（2） 住宅部分が前号イに適合すること。

2 前項の住宅部分（以下「住宅部分」という。）は、次に掲げる建築物の部分とする。

一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

3 第1項第二号イ（1）の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量)

第2条 前条第1項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号口の一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_T 、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_{AC} 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_V 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_W 給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{EV} 昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_S エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備（以下「エネルギー利用効率化設備」という。）による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）

E_M その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

- 2 前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

(非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量)

第3条 第1条第1項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号口の一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_{SAC} 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SV} 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SEV} 昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

B 規模及び用途に応じて別表第一に掲げる非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数

E_M その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

- 2 前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第4条 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。）及び第3項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_W 給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_S エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）

E_M その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

- 2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。

- 一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
 - 二 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値
- 4 第2条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。
（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第5条 第1条第1項第二号ロ（1）の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。）及び第3項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

（この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- E_{SH} 暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SC} 冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SV} 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_M その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

- 2 前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第1条第1項第二号ロ（1）の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第3項第一号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値
 - 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第3項第二号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値

- 4 第3条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。
（複合建築物の設計一次エネルギー消費量）

第6条 第1条第1項第三号ロ（1）の複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第二条第一項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第4条第1項又は第3項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（複合建築物の基準一次エネルギー消費量）

第7条 第1条第1項第三号ロ（1）の複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第3条第1項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第5条第1項又は第3項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。